

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報及び指針

ウクライナ: 保護主体及び国内移住 を含む基礎情報

1.0 版

2016 年 8 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

序論

本書は、内務省の意思決定者を対象とした、出身国情報(COI)及び特殊な保護及び人権の申請の取り扱いについての指導書である。これには、申請が庇護、人道的保護又は裁量による在留許可の付与を正当化される見込みがあるものか否か及び - 申請が却下された場合には- 2002 年国籍・移民・庇護法(Nationality, Immigration and Asylum Act)の第 94 条の下に『明らかに根拠のないものである』と証明できる見込みがあるか否かが含まれる。

意思決定者は、本書に記載されるガイダンス、利用可能な COI、適用される判例法及び該当する政策についての内務省のケースワークガイダンスを初めとする、事案に特有な事情及び関連する全ての証拠を勘案した上で、申請を個別に検討しなければならない。

国別情報

本書に記載する COI は(通常)英語で公表される幅広い外部情報源から編纂したものである。正確を期するために、情報の妥当性、信頼性、正確さ、客観性、通用度、透明性及びトレーサビリティを検討した上で、どの情報源についても、利用された情報が真実であることを裏付けるよう最大限の努力をした。引用した情報源は全て脚注に記載した。国別情報の調査及び記載に当たっては、2008 年 4 月付の出身国情報(COI)の処理に関する共通 EU[欧州連合]ガイドライン及び、2012 年 7 月付の欧州庇護支援事務所の調査ガイドライン、出身国情報報告手法を参照した。

フィードバック

当省の最終目標は提供するガイダンス及び情報を継続的に改善することである。従って、本書へのコメントを希望される場合は、各国の方針及び情報チームに電子メールを送付いただきたい。

国別情報に関する独立諮問機関

国別情報に関する独立諮問機関(IAGCI)は、内務省の COI 資料の内容に関して国境移住局の独立主席検査官に勧告を行うために、同検査官により 2009 年 3 月に設立された。IAGCI は、内務省の COI 資料に関するフィードバックを歓迎する。内務省の資料、手続き又は政策を支持することは IAGCI の職務ではない。IAGCI の連絡先は以下のとおりである。

国境・移民独立主席検査官

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

5th Floor, Globe House, 89 Eccleston Square, London, SW1V 1PN.

電子メール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

IAGCI がレビューした IAGCI の業務に関する情報及び COI 文書の一覧は、独立主席検査官のウェブサイト、<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>で閲覧できる。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

指針

1. 序文

1.1 申請の根拠

2. 問題に対する考え

2.1 保護

2.2 国内移住

3. 方針の概要

国別情報

4. 地理

5. 人口統計

5.1 人口規模

5.2 民族集団

5.3 言語

5.4 宗教

6. 経済

7. 政治制度

8. 現在抱える危機

9. 警察

9.1 ウクライナ政府の支配地域

9.2 ドンバス

9.3 クリミア

10. 司法

10.1 ウクライナ政府の支配地域

10.2 ドンバス

10.3 クリミア

11. 汚職

12. 信教の自由

12.1 ウクライナ政府の支配地域

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

12.2	ドンバス
12.3	クリミア
13.	言論及び表現の自由
13.1	ウクライナ政府の支配地域
13.2	ドンバス
13.3	クリミアとクリミア・タタール人
14.	市民団体集団
14.1	ウクライナ政府の支配地域
14.2	ドンバス
14.3	クリミア
15.	移動の自由
15.1	ウクライナ政府の支配領土とドンバス間の移動
15.2	ウクライナ政府の支配地域とクリミア間の移動
15.3	女性
16.	市民権
16.1	概観
16.2	クリミア
	版管理及び問合せ先

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

指針

2016年8月3日更新

1. 序文

1.1 問題の概要

1.1.1 迫害又は重大な危害の危険に晒される個人は、有効な保護を求められるか。

1.1.2 迫害又は重大な危害の危険に晒される個人は、国内移住によってその危険から逃れられるか。

[目次に戻る](#)

2. 問題に対する考え

2.1 保護

2.1.1 ウクライナにおける現在の危機は、当時のヤヌコーヴィチ(Yanukovych)大統領がロシアとの経済連携強化を優先して、EUとの貿易協力協定を見送った2013年11月に端を発する。その後の抗議運動を弾圧するために政府が暴力を行使したことにより、多数の死者、国際批判及び大統領のロシアへの突如の脱出という結果を招いた。新たに行われた選挙の結果、2014年6月7日にペトロ・ポロシェンコ(Petro Poroshenko)大統領が大統領に就任した([現在抱える危機](#)を参照)。

2.1.2 2014年2月末にヤヌコーヴィチがウクライナから脱出して間もなく、ロシアはクリミアを併合した。これにもかかわらず、国連決議68/262は、クリミアは現在もウクライナの一部であり、ウクライナの完全主権下にあると主張している([現在抱える危機](#)を参照)。

2.1.3 ロシアはウクライナ東部の2つの州(ルハンシク州(Luhansk)及びドネツィク州(Donetsk))で活動する分離主義者に、人員、資金及び物資を供給し続けており、この結

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

果、ウクライナ政府との武力紛争が発生している。2014年9月に、ウクライナ政府の代表、ロシア政府の代表及び非公認の分離独立派共和国の代表は停戦協定に署名したが、この停戦は戦闘を終息させることができなかった。相次ぐ衝突の緩和に向けた新たな努力において、2015年2月に、ウクライナ、ロシア、フランス及びドイツの指導者はミンスク合意と呼ばれる、追加和平協定を締結した。ウクライナ、ロシア及び全欧保安協力機構(Organization for Security and Cooperation in Europe)の代表もこの和平協定の実施を促進する意図で、定期的に会合を行っている。ウクライナ東部では、ウクライナ軍とロシアが支援する分離独立派軍との散発的戦闘が依然として続いている。ウクライナ東部では、2015年末までに、少なくとも9,000人の命が奪われ、20,000人以上が負傷した他、200万人を超える人々が強制避難した(現在抱える危機を参照)。

2.1.4 有効な保護の利用可能性は、ウクライナ政府の支配地域とクリミア、通称、ルハンシク人民共和国及びドネツィク人民共和国とは異なる(警察を参照)。

2.1.5 ウクライナの政府支配地域の当局は、法執行機関に対する支配権を維持しており、当局が法執行機関の職員を起訴した証拠が複数ある。しかし、事案はたいてい審理が行われない状態で調査中の状態が続いており、その一方で、当局は加害者とされる個人の職務継続を許可した。複数の人権擁護団体は、調査が進捗しないことを批判し、法執行機関が犯した犯罪を当局が適切な方法で調査していないこと及び処罰しないことに懸念を表明した(警察を参照)。

2.1.6 治安部隊は全般的に、社会的暴力を防止したりこれに対応したりしてきたが、過度の武力及び嫌がらせ又は暴力から住民を保護するのを怠った報告が複数あった(警察を参照)。

2.1.7 ウクライナでは汚職は深刻な問題であり、経済過剰規制及び新興財閥の権力等の、汚職を増長する要因の排除に進展が見られた。議会は2014年10月に、欧州委員会が設定した基準を満たす汚職防止の一括法案を採択したが、この法律の施行は遅々として進んでいない。司法は、政治的偏向、汚職、改革への抵抗、能力不足、不誠実及び不当な判決でよく批判を浴びている(司法及び汚職を参照)。

2.1.8 当該個人の恐怖が(親露派国家機関を含む)非国家行動主体による虐待又は重大な危害についてである場合は、国家当局の有効な保護を利用できる可能性が高いが、意思決定者はどの事案についてもその事情に基づいて検討しなければならない。国家当局の有効な保護を求めることも、獲得することもできない理由を証明する責任は当該個人にある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.1.9 ただし、2014年の併合以降、ロシアの法律が適用されているクリミアでは状況が異なる。通称、ルハンシク人民共和国及びドネツィク人民共和国に居住する個人も、ロシアの影響下にあるため、ウクライナの法律に定める法的保護を利用することはできない(警察、司法及びウクライナ：クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する国別情報及び指針を参照)。

2.1.10 国家当局の保護の利用可能性又は利用不能の評価に関する詳細な情報については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

[目次に戻る](#)

2.2 国内移住

2.2.1 意思決定者は、特定の個人の個別の状況を全面的に考慮した上で、国内移住の妥当性及び合理性を事案ごとに慎重に検討しなければならない。

2.2.2 意思決定者は、脅威の性質及びその脅威をもたらす非国家主体の到達範囲を勘案する必要がある。ある個人が局所的な脅威に遭遇する場合は、その個人は概ね、ウクライナの他の場所に移動する方法で、これを回避できる可能性があるが、その危険が移動先に存在せず、その個人に移動を要求することが不当に過酷でない場合に限られる。

2.2.3 ドンバスでは移動の自由が制限されている。クリミア及び、ドネツィク及びルハンシクの分離独立派の支配地域に居住する民間人は、年金及び保健医療サービス等の社会保障を受ける又は家族との再会を果たすために、また生計手段を得るためには、政府の支配地域に通じる接触線を通過する必要がある。通行を容易にするために、一部の検問所で賄賂を要求されたり、物品を没収されたりしたという苦情が複数申し立てられている。女性は特に、通過時に、品位を傷付ける虐待行為を受けることが多かった。複数の報告によれば、占領当局は、クリミア内外に移動しようとする個人を恣意的な選択により拘禁しており、場合によっては虐待することもあった。ルハンシクに居住する民間人の状況は特に厳しい。これは、政府が支配する地域と武装集団が支配する地域間をつなぐ公共交通車両がまだ運行していないためである(移動の自由を参照)。利用可能な支援及びウクライナの人道的状況に関する詳細な情報については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する国別情報及び指針を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2.2.4 危険性を軽減するためにウクライナの他の地域に移住できないと考える理由を証明する責任は当該個人にある。

2.2.5 IDP 及び人道的支援については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する国別情報及び指針を参照。女性の状況については、ジェンダーに基づく暴力に怯える女性に関する国別情報及び指針を参照。

2.2.6 国内移住の検討及び考慮すべき要因に関する詳細な情報については、信ぴょう性及び難民の地位の評価に関する庇護申請取扱いに関するインストラクションを参照。

2.2.7 クリミア、ルハンシク又はドネツィクからの移住に関する詳細な指針については、ウクライナ：クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する国別情報及び指針を参照。

[目次に戻る](#)

3. 方針の概要

3.1.1 個人はウクライナの政府支配地域では、概ね、非国家主体又は反暫定政権派の国家主体による迫害又は重大な危害に対し、国家当局の有効な保護を受けられる可能性が高い。クリミア及びドネツィク及びルハンシクの分離独立派の支配地域では有効な保護を利用できる見込みはないが、どの事案もその事情に基づいて慎重に検討される必要がある。

3.1.2 危険から逃れるためのウクライナの政府支配地域への国内移住は、利用可能である可能性が高い。

[目次に戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国別情報

2016年8月3日更新

4. 地理

4.1.1 以下に示すウクライナの地図は、国連地理空間情報課が公表したもので、2014年3月付であった。

4.1.2 オーストラリア外務貿易省(Australian Department of Foreign Affairs and Trade)(DFAT)によれば、『ウクライナは広大な国で、603,000 平方キロメートルに及ぶ。ウクライナは東をロシア、北をベラルーシ、西をポーランド、スロバキア及びハンガリー、南西をルーマニア及びモルドバ、そして、南を黒海及びアゾフ海(Sea of Azov)と国境を接する。ウクライナの首都はキエフである。』

4.1.3 米国 CIA ワールドファクトブックによれば、ウクライナは欧州とアジアに挟まれた戦略的位置を占めており、欧州で 2 番目に大きい国である。首都はキエフである。ファクトブックは主要都市部を特定した。それによると、

『キエフ(首都)294 万 2,000 人、ハルキウ州(144 万 1,000 人、オデッサ州(101 万人、ドニプロペトロウシク州 957,000 人、ドネツィク主 934,000 人、ザポリージャ州 753,000 人(2015 年現在)。

『地方行政区分は、24 の州(oblasi、単数形は oblast)、1 つの自治共和国^{*}及び、州の地位を持つ 2 つの特別市^{**}(mista、単数形は misto)、つまり、チェルカース州 (Cherkasy)、チェルニーヒウ州(Chernihiv)、チェルニウツィー州(Chernivtsi)、クリミア自治共和国(Crimea or Avtonomna Respublika Krym)^{*} (Simferopol')、ドニプロペトロウシク州(Dnipropetrovs'k)、ドネツィク州(Donets'k)、イヴァーノ=フランキーウシク州(Ivano-Frankivs'k)、ハルキウ州(Kharkiv)、ヘルソン州(Kherson)、フメリヌィーツィクィイ州(Khmel'nyts'kyy)、キロヴォフラード州(Kirovohrad)、キエフ市(Kyiv^{**})、キエフ州(Kyiv)、ルハンシク州(Luhans'k)、リヴィウ州(L'viv)、ムィコラーイウ州(Mykolayiv)、オデッサ州(Odesa)、ポルタヴァ州(Poltava)、リウネ州(Rivne)、セヴァストポリ市(Sevastopol^{**})、スームィ州(Sumy)、テルノーピリ州(Ternopil')、ヴィーンヌィチャ州(Vinnytsya)、ヴォルィーニ州(Volyn')(ルーツィク(Luts'k))、ザカルパッチャ州(Zakarpattya)(ウージュボルド(Uzhhorod))、ザポリージャ州(Zaporizhzhya)、ジトーム

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

イル州(Zhytomyr)から構成される。

『注記1：行政区分は、その行政局と同じ名前である(例外は括弧内に行政局の名前が記される)。』

4.1.4 Britannica.com によれば、

『人口の3分の2以上は都市部に居住する。人口過密はウクライナの南東部及び南中部のドネツ(Donets)盆地及びドニエプル(Dnieper)川湾曲部の高度に工業化された地域並びに、黒海及びアゾフ(Azov)海の沿岸地域に見られる。ウクライナ西部の一部及びキエフ一帯も人口が密集している。首都以外のウクライナの主要都市には、ハルキウ市(Kharkiv)、ドニプロペトロウシク市(Dnipropetrovsk)、ドネツィク市(Donetsk)、オデッサ市(Odessa)、ザポリージャ市(Zaporizhzhya)、リヴィウ市(Lviv)、及びクリヴィー・リーフ市(Kyiv)などがある。農村人口の半数以上は大きな(住民1,000人から5,000人規模の)村落に居住し、この多くは、農業経営を基本とする農村経済に就いている。人口密度が高い農村は、極めて肥沃な土壌とバランスの良い気候条件が農業に極めて好ましい、ウクライナ中部をはさんで東西に伸びる広大な森林植生帯に見られる。』

4.1.5 米国CIAのワールドファクトブックが提供する地理に関する詳細な情報は、[ここ](#)で閲覧できる。Britannica.comは、地理及び気候に関する情報も提供している。これは[ここで](#)閲覧できる。

4.1.6 詳細な情報については、[移動の自由](#)を参照。

[目次に戻る](#)

5. 人口統計

5.1 人口規模

5.1.1 2015年7月の人口推計は44,429,471人であった。

5.2 民族集団

5.2.1 米国CIAのワールドファクトブックが提供したウクライナの民族集団及びそ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の分布に関する情報によれば、

『ウクライナ民族が 77.8%、ロシア民族が 17.3%、ベラルーシ民族が 0.6%、モルドバ民族が 0.5%、クリミア・タタール人が 0.5%、ベルギー民族が 0.4%、ハンガリー民族が 0.3%、ルーマニア民族が 0.3%、ポーランド民族が 0.3%、ユダヤ民族が 0.2%、その他が 1.8%である(2001 年の推定)。』

5.2.2 BBC ニュースの 2014 年 4 月のウクライナの民族集団に関する論評によれば、

『ウクライナは、1991 年のソビエト連邦の崩壊以来、東西に分裂されており、これは文化及び言語の分裂に反映されている... ウクライナの 2001 年の国勢調査によると、ウクライナ人のほぼ全員がウクライナ民族を名乗っており、クリミアの住民の大半がロシア民族を名乗っている...

『しかし、[クリミア]にはまだ多数のウクライナ民族及びタタール人が存在する。ウクライナ民族の多くはウクライナ政府に対する自然な忠誠心を抱いているのに対し、クリミアの先住民タタール人の多くは...住民投票をボイコットした。中にはモスクワの支配下に再び置かれることに恐怖を示す者もいた。』

5.2.3 アルジャジーラ(Al-Jazeera)の説明では、タタール人は民族的にはトルコ民族で、宗教的にはスンニ派イスラム教教団であり、ロシアの支配下で数十年にわたって宗教及び政治的迫害を受けてきた。

5.2.4 ガーディアン紙(Guardian)の 2014 年 3 月のタタール民族集団に関する報道によれば、

『現在クリミアに居住するクリミア・タタール人は 266,000 人で、州民の 13% を占める。クリミア・タタール人はスンニ派イスラム教徒で、従来は親ウクライナ派である。人口の 23% を占める州内のウクライナ民族よりもはるかに組織力が優れている。歴史を少しひもとくとその理由がわかる。クリミア・タタール人は 1944 年にスターリンによって中央アジアに大量に国外追放され、半分は渡航中又は渡航後に死に絶えた。クリミア・タタール人が漸く帰還できるようになったのは 1989 年以降で、その時点までに家は取り壊され、文化も消滅していた。

『クリミア・タタール人は依然として経済的に周縁化されており、土地の没収

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

及び「規格外の建築物」(貧民街)を巡って常に緊張状態にあるが、クリミア・タタール人の故郷はクリミアだけである。トルコは大量のディスポラを受け入れているが、クリミア半島は、1441年から1783年に栄えたクリミア・ハン国の本拠地であった...

『クリミア・タタール人は1960年代以降、組織力を充実させている。クリミア・タタール人は、自ら議会と呼ぶ、クルルタイ(クリミア・タタール民族大会)を擁する。説明責任に関する内部討議を経て、昨年投票制度を改正し、比例代表制を導入した。

『宗教組織の大半は、トルコの正規のイスラム教と緊密に関係するクリミアのムスリム宗教局(Spiritual Directorate of Crimea's Muslims)(DUMK)に所属する。急進派イスラム教は存在するが、今のところDUMKによって非主流派の立場に甘んじている。

『クリミア・タタール人は現在、これらの宗教組織がロシア支配下にあるクリミアで抑圧を受けることを恐れている。2010年のヤヌコーヴィチの選挙以来、クルルタイ及びそれより規模の小さい執行機関、メジュリス(Mejlis)は正式な機関から排除され、ウクライナ当局及びロシア当局の両方の支援を得ているとされる、新たに出現した急進派政党と競うことを余儀なくされている...

『最近になって、長い経歴の中で平和的抗議運動を支持してきたメジュリスの長年の幹部である Mustafa Cemiloglu が退任した。同氏の後継者である Refat Chubarov はほぼ同じ路線を辿っている。しかし、2010年以降、土地や墓所及び遺跡の神聖が汚されたことをめぐって衝突が増加しており、地元のマフィア集団との市場取引権をめぐる戦いが複数発生している。』

5.2.5 ウクライナの信教の自由に関する詳細な情報については、宗教を参照。タタール人に関する詳細な情報については、言論及び表現の自由 - クリミア及びクリミア・タタール人を参照。

5.3 言語

5.3.1 米国CIAのワールドファクトブックが提供したウクライナの言語の分布に関する情報によれば、

『ウクライナ語(公用語)が67.5%、ロシア語(宗教言語)が29.6%、その他の言語(クリミア・タタール語、モルドバ語、ハンガリー語を話す少数派を含む)が2.9%で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ある(2001年の推定)。』

5.3.2 Britannica.com によれば、

『ウクライナ国民の大多数は、キリルアルファベットの形で表記されるウクライナ語を使っている。ウクライナ語は ...ロシア語と密接に関係しているが、ポーランド語と極めて類似する点もある。ウクライナには、ポーランド語、イディッシュ語、ルシン語、ベラルーシ語、ルーマニア語又はモルドバ語、ベルギー語、クリミアトルコ語又はハンガリー語を使う国民が多数いる。最も重要な少数派言語はロシア語である。』

5.3.3 BBC ニュースの 2014 年 4 月のウクライナの言語に関する論評によれば、

『ロシア語は東部及び南部の複数地域で広く話されている。クリミア半島等の一部の地域ではロシア語が主要言語である。西部地域 - 欧州に近い - では、ウクライナ語が主要言語で国民の多くは中欧ヨーロッパに親近感を抱いている。』

5.3.4 Britannica.com によれば、

『2012年に、少数派言語に公用語の地位を授与する権限を地方自治体に与える法律が可決された。ウクライナ語はウクライナの公用語として再認識されたが、州の行政官は、その地域で普及している言語で公務を行う選択肢を与えられた。ウクライナ国内で自治共和国の地位を与えられており、ロシア語話者が多数派を占めるクリミアでは、ロシア語とクリミア・タタール語の両方が公用語になっている。ドネツ盆地及びロシア人少数派が多い他の地域では、ロシア語を教授言語として用いる初等学校及び中等学校が現在も主流である。』

5.4 宗教

5.4.1 米国 CIA のワールドファクトブックが提供したウクライナの信仰に関する情報によれば、

『正教会(ウクライナ独立正教会(Ukrainian Autocephalous Orthodox)(UAOC)、ウクライナ正教会・キエフ総主教庁(Ukrainian Orthodox - Kyiv Patriarchate)(UOC-KP)、ウクライナ正教会・モスクワ総主教庁系(Ukrainian Orthodox - Moscow Patriarchate)(UOC-MP)、ウクライナ東方カトリック教会(Ukrainian Greek Catholic)、ローマカトリック教会、プロテスタント、イスラム教徒及びユダヤ教徒。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『注記：ウクライナ国民は圧倒的多数がキリスト教徒である。この圧倒的多数 - 最大で3分の2 - は正教徒を名乗っているが、特定の宗派を特定しない者が多い。UOC-KP及びUOC-MPはいずれも、ウクライナ人口の4分の1に満たない。ウクライナ東方正統教会は8%から10%で、UAOCは1%から2%、イスラム教及びユダヤ教信者はそれぞれ総人口の1%に満たない(2013年の推定)。』

5.4.2 クリミア・タタール人のイスラム教に関する情報については、民族集団を参照。

[目次に戻る](#)

6. 経済

6.1.1 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(Economist Intelligence Unit)が提供した概要によれば、

『2015年の実質GDPは9.9%下落した。

今年は、ウクライナとEUの自由貿易協定が原因で、ロシアによる経済報復の強化に見舞われた。これは、政情不安と共に回復を抑制することになるが、2017年には経済成長は加速化する見込みである。[2016年]4月のヴォロディーミル・フロイスマン(Volodymyr Groysman)新政権の結成は、新たなスタートを目指すことを意図しているが、経済安定化に向けて、公務員の根深い腐敗に対する真剣な取組みが優先される可能性がある。』

6.1.2 US CIA のワールドファクトブックによれば、

『ウクライナの新興財閥が支配する経済は2010年から2014年にかけて成長が停滞した。ヤヌコーヴィチ前大統領が尊厳革命(Revolution of Dignity)の期間にウクライナから逃亡して以降、国際コミュニティはウクライナ経済の安定化に向けた努力に着手した。これには、2014年3月のIMFによる140億ドルから180億ドルの一括支援措置などがある。ウクライナは、豊かで民主的且つ透明な国にするための改革措置について著しい進展を示している。

『2014年3月のロシアのクリミア占拠及びウクライナ東部における相次ぐ武力抗争は、経済成長に打撃を与えた。ドンバス(Donbas)にあるウクライナの重工業地帯

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の大規模な喪失及び相次ぐ武力抗争により、ウクライナ経済の縮小率は2014年の6.8%のから2015年は10.5%になる見通しである。ウクライナとロシアは貿易戦争を繰り返しており、両国間の取引高は2015年末時点で著しく減少した。EU・ウクライナの深遠かつ包括的な貿易圏(Deep and Comprehensive Free Trade Area)は、2016年1月1日について発足し、市場開放及び規制の協調によるウクライナ経済の欧州への統合が期待されている。

『失業率は9.5%(2015年の推定)である。

『貧困ライン未満の国民は24.1%(2010年の推定)である。』

6.1.3 BBC の 2016 年 2 月の報道によれば、

『ロシアは在ロンドンの高等裁判所で、30億ドル(21億ユーロ)の債務について、ウクライナを提訴した。ロシア財務相アントン・シルアノフ(Anton Siluanov)によれば、この訴訟は、債務の再編の合意に向けた努力が不成功に終わったのを受けて提起されたということである。ウクライナ政府は2015年12月に、返済する意思がないことを発表した上で、ロシアは、ウクライナが他の債権国に提示した条件の容認を拒否したと主張した...

『30億ドルのユーロ債の支払い期日は昨年[2015年]12月20日であった。これは、親露派のヴィクトル・ヤヌコーヴィチロシア前大統領が、多数の抗議運動の末に退陣した直前の2013年後半に発行された。しかし、ウクライナのアルセニー・ヤツェニユク(Arseny Yatsenyuk)首相は、この支払期日の数日前にロシアは返済猶予を設けていると述べた。ヤツェニユク首相によれば、返済猶予はウクライナの再編案が容認される或いは、関連する裁判所の判決の採択まで実施されることになっている。

『シルアノフ氏は、この訴訟が「独立した信頼できる裁判所」で「公開と透明性を有する」ものになることを希望すると述べた。「この訴訟は債務再編についての建設的な対話を行うことを目指した我が国の努力が相次いで失敗した末に提起された」ということである...

『ウクライナがEUとの自由貿易協定への加入を決定して以降、両国の間では、ガス供給及び商業をめぐる争いの嵐が吹き荒れている。』

6.1.4 オーストラリア DFAT はウクライナ経済の概観をここに提示した。Focus Economics は、ウクライナ経済移管する包括的な情報をここに提供した。米国 CIA の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ワールドファクトブックはウクライナに関する詳細な情報を[ここに](#)提供した。

[目次に戻る](#)

7. 政治制度

7.1.1 米国 CIA のワールドファクトブックが大統領、首相及び内閣(行政府)について提供した情報によれば、

『**国家の元首**：ペトロ・ポロシェンコ大統領(2014年6月7日から)

『**政府の首長**：ヴォロディミール・グロイスマン首相(2016年4月14日から)、**：**ビャチェスラフ・キリレンコ(Vyacheslav KYRYLENKO) 副首相(2014年12月2日から)

『**内閣**：首相が指名し、最高会議が承認する閣僚で構成される内閣

『**選任／任命**：大統領は、5年の任期(留年は2期目まで)で、必要な場合は2選にわたって、国民の絶対的過半数票で直接選出される。直近の選挙は2014年5月25日に行われた(次回は2019年に行われる予定)。首相は大統領によって指名され、最高会議で承認される。』

7.1.2 Britannica.com によれば、『ウクライナ政府の最高立法機関はヴェルホーヴナ・ラーダ(ウクライナ最高会議)である...

『5年の任期で国民の直接選挙によって選出される大統領は、国家元首である。大統領は国軍の最高司令官の役割を果たし、行政機関を監督し、議会の招集及び拒否権限を有する。ただし、拒否権は撤回される可能性がある。大統領は、ウクライナ国家安全保障・国防会議(National Security and Defense Council)も主宰し、その構成を決定する...

『政府の首長は首相であり、議会の同意を得た上で、大統領によって任命される。大統領は首相の同意を得た上で、内閣の閣僚も任命する。内閣は首相を首長とし、政府の日々の運営を調整する。最高会議に法案を導入することもできる。大統領は首相及び内閣を解任する権限を有する。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『ウクライナは一院制共和国であり連邦国家ではない。ウクライナは、行政上、複数の州と呼ばれる広域自治体に分割されている。2つの特別市 - キエフ及びセヴァストポリ - は州と同じ地位を与えられている。クリミアはウクライナの自治共和国である。』

7.1.3 ウクライナの政治制度に関する詳細な情報については、オーストラリア DFAT が提供する政治的概観を参照。

[目次に戻る](#)

8. 現在抱える危機

8.1.1 Britannica.com によれば、

『ウクライナ政府は 1990 年代初めから急激に変化している。1991 年の独立宣言までは、ウクライナの正式名称はウクライナ・ソビエト社会主義共和国(S.S.R.)であり、ソビエト連邦の一部であった。1944 年に改正された 1937 年のソビエト憲法によれば、ウクライナは「諸外国と直接的な外交関係を締結する権利、協定を締結する権利及び、外交及び領事代表を交代させる権利」並びに、その所有軍隊を維持する権利を有する。しかし、外交業務におけるこの憲法上の権限を本当の意味で表すのは、ウクライナが国際連合(UN)の、従って、他の 70 余の国際組織の憲章加盟国(創設国)であるということだけであった。(完全な主権国でなかった国連加盟国はウクライナ S.S.R.及びベラルーシ S.S.R.(現在のベラルーシ)だけであった。)1977 年の改訂ソビエト憲法も、ウクライナ S.S.R.の権限を制限した。ソ連の指導者ミハイル・ゴルバチョフ(Mikhail Gorbachev)に反対するクーデターが失敗してから数日後の 1991 年 8 月 24 日に、ウクライナ政府は独立を宣言した。この行動は 1991 年 12 月 1 日に行われた住民投票で、国民から圧倒的多数の支持を得た。ウクライナはその後、他の政府にも認められ、特に、複数の近隣諸国と多数の国際協定を締結した。ウクライナ、ベラルーシ及びロシアは、独立国家共同体を結成した。これに続いて、当時ソビエト連邦に加入していた他の旧共和国もこれに加入した。』

8.1.2 米国 CIA のワールドファクトブックによれば、

『ウクライナは 1991 年に、USSR の崩壊に伴って、ついに独立を果たしたが、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

民主主義及び繁栄は依然として、国家支配の遺産と同様につかみどころがなく、蔓延する汚職によって経済改革、民営化及び市民の自由に向けた努力は失速している。

『2004年後半に行われた「オレンジ革命」と呼ばれる平和的大衆抗議運動は、不正行為があった大統領選挙を覆し、国際機関が監視する選挙のやり直しを実現させた。この結果、ヴィクトル・ユシチェンコの下に改革主義政権が樹立された。その後、ユシチェンコ陣営内で発生した内部争いによって、その競争相手であった、ヴィクトル・ヤヌコーヴィチは議会(最高会議)選挙に返り咲くことができ、2006年8月に首相になり、さらに、2010年2月に大統領に選出された。2012年10月に、ウクライナは議会選挙を実施した。これは、与党候補者を有利にするために政府の財源を使用したこと、報道機関の取材妨害及び、野党候補に対する嫌がらせを理由に、欠陥があると西側監視団から広く批判された。

『ヤヌコーヴィチ大統領は2013年11月に、EUとの貿易・協力協定を - ロシアとの経済連携強化を優先して - 見送り、その後武力を行使して協定を支持する市民団体活動家を弾圧した。これによって、抗議運動が発生し、3ヵ月にわたってキエフの中央広場が占拠される結果になった。政府は2014年2月に、武力を行使して抗議運動キャンプを解散させた。これによって、全面的な衝突が発生し、多数の命が奪われ、世界各国から非難を浴び、大統領がロシアに突然脱出する顛末となった。春に行われた新たな選挙で、親欧米派のペトロ・ポロシェンコ大統領が2014年6月7日に就任した。

『ロシアのプーチン大統領はヤヌコーヴィチの国外脱出後間もなく、2014年2月半ば過ぎに、ウクライナのクリミア半島の侵略を命じ、この行動はウクライナに居住するロシア民族を保護するためだと主張した。2週間後に、クリミアのロシア連邦への編入に関する「住民投票」が行われた。ウクライナ政府、EU、米国及び国連総会(UNGA)はこの「住民投票」を違法であると非難した。ロシアはこの「住民投票」後に、クリミアを違法に併合したが、ウクライナ政府は、UNGAの決議68/262に裏打ちされて、クリミアは依然としてウクライナの一部であり、ウクライナの全面主権下にあると主張している。

『ロシアは、ウクライナの2つの東部州の分離主義者に、人員、資金及び物資を供給し続けており、この結果、ウクライナ政府との武力紛争が発生している。2014年9月に、ウクライナ政府の代表、ロシア政府の代表及び非公認の分離独立派共和国の代表は停戦協定に署名したが、この停戦は戦闘を終息させることができなかった。相次ぐ衝突の緩和に向けた新たな努力において、2015年2月に、ウクライナ、ロシア、フランス及びドイツの指導者はミンスク合意と呼ばれる、追加和平協定を締結した。ウクライナ、ロ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

シア及び全欧保安協力機構(Organization for Security and Cooperation in Europe)の代表もこの和平協定の実施を促進する意図で、定期的に会合を行っている。ウクライナ東部では、ウクライナ軍とロシアが支援する分離独立派軍との散発的戦闘が依然として続いている。』

8.1.3 『世界の自由 2016』報告書によれば、『ウクライナ東部で発生した紛争で、2015 年末までに、少なくとも 9,000 人の命を奪われ、20,000 人以上が負傷した。この戦闘で、200 万人を超える人々が強制避難し、政府はウクライナ国内の強制避難者の人道的ニーズを満たすのに苦勞している。』

8.1.4 BBC ニュースは、1917 年以降にウクライナで起こった出来事の年表を提供した。

[目次に戻る](#)

9. 警察

9.1 ウクライナ政府が支配する地域

9.1.1 2015 年の出来事を網羅した 2016 年 4 月に公表された米務省の提供した情報によれば、

『内務省は、国内の治安及び秩序を維持する責任を負う。同省は、警察及び他の法執行職員を監督する。SBU[ウクライナ保安局]は、国家安全保障、非軍事機密情報及び隊諜報活動を全面的に担当する。内務省は内閣の監督下にある。SBU は大統領の直轄下に置かれている。国家財務局(State Fiscal Service)は、税務警察を介して法執行権限を行使し、内閣の監督下に置かれている。国家移民局(State Migration Service)は、国境警備、出入国、市民権、難民登録及び他の移住者登録に関する国家政策を実施し、内務省の監督下に置かれる。

『文民当局は、法執行機関を概ね管理したが、治安部隊が犯した人権侵害の調査及び処罰に向けた措置をほとんど講じなかった。

『法執行機関が犯した人権侵害に対する刑事免責は依然として重大な問題であった。超法規的、即決又は恣意的処刑に関する国連特別報告者は、[2015 年]9 月にウクライナを視察訪問した際に、SBU による虐待の申立てに特に焦点を当てた、法執行

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

機関の行動を独立して監視する体制を確立するよう政府に勧告した。

『複数の人権擁護団体は、ウクライナ軍が犯した犯罪を当局が適切な方法で調査していないこと及び処罰しないことに懸念を表明した。人権擁護団体は特に、[2015年]2月にシチャースチャ(Shchastya)市内で発生した2人の殺人を含め、アイダル大隊(Aidar Battalion)が行った犯罪容疑が依然として未解決であることに注目した。

『当局は治安部局の職員を起訴することもあったが、事案はたいてい審理が行われない状態で調査中の状態が続いており、その一方で、当局は加害者とされる個人の職務継続を許可した。HRMMUは、2014年11月にハルキウ州の政府側検問所でSBU隊員に呼び止められた後に隊員に撲殺されたとされる、オレクサンドル・アガフォーフ(Oleksandr Agafonov)の事案に注目した。捜査官は加害者とされる個人の特定に1年を超える期間を費やした。当局は両方に保釈を認めた。

『人権擁護団体は、ウクライナ軍が支配する地域で発生した、分離独立派の犯罪容疑の調査が進捗していないことも批判した。特に、2014年にスラヴャンスク(Sloviansk)市及びクラマトルスク(Kramatorstk)市で分離独立派が行った犯罪容疑の調査は行き詰まっていたようである。人権擁護団体は、両都市の現地法執行職員の多くは、市内を取り締まる際に分離独立派に協力していると考えている。

『最高会議の議員は法の下に、法執行機関の問題について調査及び公聴会を行う権限を有する。議会の人権担当オンブズマンも、治安部隊による人権侵害の調査を立ち上げることができる。

『治安部隊は概ね、社会的暴力を防止したりこれに対応したりしてきたが、過度の武力を行使して抗議運動を解散させることがあり、場合によっては、被害者を嫌がらせや暴力から保護するのを怠ることもあった。例えば、[2015年]6月11日には、ハルキウ州で外国人の学生集団がおよそ30人の群衆に襲撃された。複数の人権擁護団体の主張によれば、警察は学生を保護しようとしなかった。襲撃者は9人を負傷させ、6人が病院に搬送された。』

9.1.2 フリーダムハウスの2016年4月の発表によれば、

『革命期間に法執行機関が行った犯罪の調査の進捗は極めて遅れている。調査結果が出ないことに失望が漂う中、[2015年]2月にヴィタリイ・ヤレマ(Vitaliy Yarema)検事総長が更迭された。同氏の後任のヴィクトル・シェイキン(Viktor Shokin)もほどんどな

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

く批判を浴びたが、検事総長室は独立広場の調査は進展しつつあると報告した。民間の専門家は、シェイキンの仕事ぶりを「みせかけ」と表した。別の専門家及び議員は同氏のポロシェンコに対する「完全な忠臣ぶり」を批判した。』

9.1.3 2016年4月付のフリーダムハウスの報告書、『移行期の国家2016年』によれば、

『[2015年]7月に国家警察に関する法律がついに採択され、その直後から成果が目に見える形で現れ、2015年のウクライナにおける改革のベンチマークになった。街頭「巡回警察」の新任部隊は現在、キエフ市、リヴィヴ市、オデッサ市及びハルキウ市の4都市で総力活動している。現在、10を超える都市で、選任及び訓練プロセスが実施されている。[2015年]9月26日に、前年にドネツィクのロシアが支援する軍から取り返された上位都市のスラヴァンスク市及びクラマトルスクでは公募が始まった。2015年末時点で、ウクライナ国内の新任の巡回警察官はおおよそ10,000人であった。新任部隊の設置から3ヵ月後にキエフで行われた世論調査では、80パーセントが改革に満足している結果が示された。』

9.1.4 ウェブサイト Foreignpolicy.com は2015年12月付の記事の中で、新たに採用された警察官について論評した。それによると、

『昨年[2015年]を通じて、新たに採用された警察官数千人がキエフ市、オデッサ市、リヴィヴ市(Lviv)及びウクライナの他の都市の街頭に配置された。ソ連崩壊後の旧式の民警の前任者と異なり、新任警察官は礼儀正しく、十分な訓練を受けており且つ、身体的に頑健である。最も重要な点は、おそらく、賄賂を拒否することであろう。新任警察官の多くは、ヤヌコーヴィチ前大統領の腐敗した政治秩序を覆した2013年から2014年にかけて行われた欧州広場の抗議デモの支持者であり、少しでも民主的なウクライナを構築することに純粋に関心を持っている。新しい警察部隊の4分の1以上は女性である - これは世界で最も高い数字である。新任部隊は、キエフで高い支持率を享受しており、「文民」国家の象徴とみなされている。

『各国の専門家も感動している。専門家は新任の巡回警察を、反政府抗議運動後のウクライナにおける、最も輝かしい希望の光の1つと宣伝している...

『ウクライナの新生警察は、これまでのところ、無数の些細な問題、つまり、公共の場での喫煙、旅行客エリアで寝泊まりするホームレス及び、バス停留所周辺における駐車に主眼を置いている。しかし、些細な出来事を取り締まるという方法では、ウ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

クライナの大都市における新しい警察業務モデルが少しでも大きな暴力的犯罪をどう防いでいくかの説明にはならない。こうした中、上層部の警察官は、平和的抗議デモに対する過度の武力配備や犯罪組織の操作を常習的に行っており、挑戦も改革も放置している。輝かしき新生警察部隊は、小規模の汚職に挑んでいるようだが、上層部からの真剣な汚職粛清の動きはまだ見られていない。』

9.1.5 Euromaidan Press は 2015 年 6 月に、ウクライナの警察について以下のように説明した。

『ウクライナの警察改革は... ウクライナ政府が行った極めて見かけ倒しの改革の 1 つである... この改革は、一部のウクライナ国民にとっては、ウクライナが変貌を遂げる奇跡の証拠に他ならないが、司法改革と同様にこれより喫緊の課題の放置を隠すためのまやかしでしかないと思う国民もいる。ウクライナの警察の多面性に関する背景情報を少し紹介しよう。

『当方の見るところでは、誤った使い方であるにもかかわらず、あまりにも多くの西側監視団が、民警を表すのに「警察」という言葉を使っている。民警は警察ではない。民警は民兵と同じであり、本来は「武装市民軍」を意味する。...ウクライナの警察改革は、今漸く現実になるまでは何年もの間点いては消える話題であった。今こそその時である。これは容易いことではないだろうが、ウクライナに民警を好きな者は一人もなく、新たに生まれるウクライナの警察官はまず、民警とは違うことを証明しなければならぬ...

『西側の警察機関と異なり、民警は[...]以下の部局で構成される独自の内部構造を備える。

— 巡回局(Patrulno-postova sluzhba 又は PPS)、基本的に、平均的巡回警官は機動隊の強化に向けた強化部隊として用いられる。つまり、「SS の分隊には PPS から 2 人の隊員が充当される。PPS は、警察巡回局に差し替えられることになっている。

— 州交通検査局部(Derzhavna avtoinspektsiya 又は DAI)、基本的に、渡すまで執拗に賄賂を要求してくる極めて腐敗した交通警察。ウクライナ人の多くは賄賂を払う方を選び、DAI がどれほど腐敗しているかを b[****](知っている)。これも、新設される警察巡回局に差し替えられる。

— 国家保安局(Derzhavna sluzhba okhorony 又は DSO)、国家安全保障とは無

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

関係である。これは、特定の場所を警備し、市民からの緊急通報に対応する保護警察である(ウクライナの企業の多くは、ここで法律に違反すると、民警が来て a[**](逮捕される)ことを意味する、「DSO 配備」のステッカーをどこかに貼付している。)おそらく、同局が警備している最も有名な場所は、赤い森(Chornobyl Zone of Alienatio)である。紛れ込んだ人に立ち去るよう命じるのが職務のほぼ全てである。同じ職務を担う新設される保護警察に再編成されることになっている[...]

— **刑事捜索部**(karny rozshuk、ロシアの ugolovnyi rozysk と同じ)、おそらくは実際に犯罪を捜査及び解決してくれる私服刑事捜査官。実際には、「捜査官」とは呼ばず、「刑事職員」(正式名称は operupolnomochennyi)又は略して「刑事(oper)」と呼んでいる。新設される犯罪警察局と差し替えられることになっている [...], ...

— **捜査部**(slidche upravlinnya)、実際に犯罪捜査を担当する職員。聞き込みは全て『刑事』の仕事で、「sledak」はこれを1つの「delo」にまとめて、検察側に提出する。刑事及び sledak は特殊な対立状態にある。これは、捜査官は実は民警職員ではなく、むしろ検察官とほぼ同じ司法職員だという事実によって悪化している。これが何に替わるかは明らかではない。

— **機動隊**。これまでは、これは、必要に応じてウクライナ国内軍兵及び PPS 巡回警官によって補強される、悪評高いベルコート(イヌワシ)部隊であった。ベルコートは現在、解散している(法律上、PPS に組み込まれている)。国家警備隊は別の職務を遂行し、暴動の取締りはたいてい、正規の PPS 又は志願民警大隊に割り当てられる ... 特殊警察に差し替えられることになっている、...

— **警察特殊部隊**。以前の HUBOZ(組織犯罪撲滅主局(Main Directorate of Combating Organized Crime)。これは現在解散しているが、民警特殊任務部隊(militsiya spetsnaz)は残っている。特筆すべきは、内務省特殊部隊(Sokil)である。これは基本的に、ウクライナ版 SWAT(特別機動隊)である。実は、これは間違いである。ウクライナの特別機動隊は KORD(Korpus operativno-raptovoi diyi、つまり、緊急展開軍(Rapid Reaction Corps))と呼ばれており、現在は、内務省特殊部隊を含む、既存の民警特殊任務部隊の大半を取り込んでいる。タイタン(「Titan」)及びグリフォン(「Grifon」)部隊もある。前者は DSO に属し、後者は裁判所職員の保護を担当する。国家警備隊スペツナズ(spetsnaz)部隊もある。これは、軍及び産業の重要設備及び原子力発電所を防御するが、やはり国家警備隊であって、民警ではない。

『実際には、国家警備隊は民警と混同されることが多い。これは、ウクライナ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

国内軍兵が通常、民警の制服を着用するためである(そして、士官もこれを着用する者が未だに多い)。見分けがつきにくいのはこのためである。街頭で見かける民警はたいてい、賄賂を求めて歩き回っている PPS の巡回警察官か DAI 捜査官である。国家警備隊員はたいてい、最新のケイディアン・ショック隊様式のカーキ色の制服を着て、警備対象である外国大使館周囲をぶらついている。しかし、国家警備隊にはいくつかの理由で、「ments」及び「musors」の汚名が着せられている。「musor」(文字通り「くず」)は民警職員を強く非難する呼び名である。

『旧 USSR には、民警職員の特殊階級もある。これは「uchastkovyi」又は「郡警官」と呼ばれるもので、基本的に、最も低いレベルの警察業務及び、面倒な事件要素及び担当地域(uchastok)の前科者の記録を担当するコミュニティレベルの警察官である。大都市では、他の民警警官の存在により、uchastkovyi の権限は限られているが、地方では、実際のところ、uchastkovy は米国の保安官とほぼ同じであり、数キロメートル周囲を担当する警官程度の存在に過ぎないこともある。警察制度は極めて粗雑であるため、uchastkovy が警察改革によって廃止されるかどうかわからない。これはおそらく、国内の地方分権化及び行政改革の拡大によって決まるだろう。

『賄賂について説明しよう。ウクライナの民警は多かれ少なかれ、国民から常に嫌われている。なぜなら、そう、腐敗しきっているためである。民警警官は賄賂を受け取っており、実際のところ、DAI 捜査官の類は、完全にこの賄賂で生計を立てている。民警は日常的に権力を濫用する。民警は士気も低い或いは全くない。民警が旧ヤヌコーヴィチ政権(又はさらに遡ったクチマ(Kuchma)政権)下の抑圧手段であったという事実は、どうにもならない...

『ウクライナの民警警官はこれゆえに、誰からも羨まれない立場にある。民警警官は、給与も手当ても自分達よりはるかに高い上司から虐げられている(上級民警警官は間違いなく裕福な可能性がある)。民警警官は表面上保護している一般市民から嫌われており、民警の効果を測る旧態依然の「棒グラフ方式」に縛られている(刑事及び sledak はこれに縛られている。つまり、基本的には、計画を達成するために、民間人から実際に通報される犯罪への取組みに向けて、何のインセンティブもなく毎月一定数の事案を解決しなければならないということである。)代議士、判事、検察官及び人脈を持つ人々のような(通常はドネツィク及びルハンシクの登録証及び認可証を所持する)地位の高い法律違反者は、公然と笑っている。民警警官が行動を起こす時は常に、そう期待されているため、過小評価されるか全く評価されないのが普通である。違いも士気もないため、ほとんどの民警警官は賄賂や職権濫用に走る。まさにそれ以外に選択肢がないからである。DAI 捜査官はたいてい、ガス代を支払うためにもらった賄

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

略を使わざるを得ない。これが、民警がどれほど「資金力がある」かを示す事実である...』

9.1.6 『米務省は、詳細な情報を提供した。これには、逮捕手続き及び被拘禁者の扱い、拷問、恣意的なプライバシー、家族、自宅又は通信記録への干渉及び、国内紛争における過度の武力行使及びその他の人権侵害などがあつた。ここで閲覧可能。

9.2 ドンバス

9.2.1 フリーダムハウスが2016年の『世界の自由』報告書の中で述べたところによれば、『分離独立派の支配領土はほぼ無法状態で、武装集団が公共の建物を占拠し、必需品を求めて地元企業の略奪を行っている。多数の報告によれば、分離独立派の指揮官は地元住民に卑しい仕事を強制している。』

9.2.2 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が2016年2月から5月までの期間について報告したところによれば、

『自称「ドネツィク人民共和国」及び自称「ルハンシク人民共和国」は、その支配下で暮らすおよそ270万人もの人権を蝕んでいる。両州は、恣意的な統治制度を押し付け、自由を剥奪する場所を網の目状に設立し、そこで被拘禁者の反意について拷問、虐待及び弾圧を行っている。「ドネツィク人民共和国」の「国家保安省」は、弾圧的な家宅搜索、逮捕及び拘禁の実行責任を負う主要機関として出現した。「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」は、憂慮される行動様式で、国際組織及び外部の監視団が自由を剥奪する場所に制限なしに立ち入るのを、相次いで拒否した。武装集団が支配する領土に居住する州民は、説明責任のない統治下に置かれ且つ、ウクライナの他の地域に適用される法制度から除外された状態にあり、事実上、基本的保護を拒絶され、基本的人権及び自由を剥奪されている。

『ドネツィク州及びルハンシク州における2014年4月14日の治安作戦の開始から2年が経過したが、紛争の過程で犯された人権の虐待及び侵害に対する説明責任は依然として果たされていない。

『法執行及び治安関係者の人権侵害に対する刑事免責は依然として広く行われており、たいていは、相次ぐ武力紛争がもたらす脅威によって正当化されている。武装集団が支配する領土では、法秩序は既に崩壊しており、違法な並列構造が発達している。この構造は、武装集団の支配下にある住民を威嚇及び管理する手段として、また、人権侵害をさらに実行する手段として巧みに利用されている。OHCHRは、特に、武装

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

集団の支配領土に立ち入る手段を断たれ、それによって、直接の加害者を立証できないことによる、ウクライナ当局が抱える複数の制約を認識している。』

9.2.3 紛争地域で発生した人権侵害に関する詳細な情報については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する CIG を参照。

9.3 クリミア

9.3.1 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]の2016年2月から5月までの期間に関する報告によれば、

『ロシア連邦がその管轄権をクリミア全土に拡大してから2年が経過したが、この半島における人権状況はその期間に著しく悪化した ...集会、言論、結社、良心及び信教の基本的自由は著しく抑圧されている。非暴力的行為の犯罪化及び反対意見の抑圧に反過激派法及び反テロリズム法が利用された一方で、司法制度及び法執行制度は逆に、反対意見の弾圧道具にされている。被害者の大多数は、ロシア連邦へのクリミアの非公認の編入に公然と反対したクリミア・タタール人及びウクライナ人であった。他方、クリミア自衛軍等の民兵組織が犯した人権侵害は、依然として罰せられていなかった。

『OHCHR は、明らかにクリミア・タタール人及び他のイスラム教信者に対する嫌がらせ及び脅迫を意図して行われている大規模な「警察」行動の数が増加していることについて憂慮を深めつつある。』

9.3.2 2016年4月に公表された、2015年の出来事を網羅した米務省の国別報告書2015年版も、同様の内容を報告した。それによると、

『ロシアの治安部隊は、占領に対する反対及び対抗を抑圧するために、誘拐、失踪、身体的虐待及び強制追放を使った大規模な威嚇キャンペーンを行った。ロシアの治安部隊は日常的に、理由もなく民間人を拘禁し、占領に反対した個人の隣人及び家族に嫌がらせ及び脅迫を行った。』

『ロシアが派遣した当局は、人権侵害を犯した役人又は個人の調査又は訴追に向けた措置をほとんど講じなかった。これによって、刑事免責及び無法状態の風潮が醸成された。駐留軍も「自己防衛」軍も記章を着用していないことが多く、人権侵害を犯しても刑事免責を認められた。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

9.3.3 紛争地域における人権侵害及び特殊な民族集団に関する詳細な情報については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関する **CIG** を参照。

[目次に戻る](#)

10. 司法

10.1 ウクライナの政府が支配する領土

10.1.1 米国 CIA のワールドファクトブックが提供した概要によれば、

『**高等裁判所**：ウクライナ最高裁判所、略して **SCU**(民事、刑事、商業及び行政課及び軍事委員会に配属される判事 95 人で構成される)及び、憲法裁判所(判事 18 人で構成される)。

『**判事の選任及び任期**：最高裁判所の判事は、最高司法評議会(**Supreme Council of Justice**)又は略して **SCJ**(司法職員及び他の被指名者で構成される 20 人制の独立した機関)から推薦を受け、大統領令によって任命される。判事の第 1 期任期は 5 年間で、**SCJ** によって承認されれば、65 歳で定年退職するまで職務を務める。憲法裁判所の判事は、大統領、**SCU** 及び最高会議によってそれぞれ 6 人ずつ指名される。任命された判事の任期は 9 年で再選はない。

『**下級裁判所**：特別高等裁判所、破棄院、上訴裁判所、州、郡、市及び町裁判所。』

10.1.2 米務省は 2016 年 4 月に公表した 2015 年の出来事を網羅した国別報告書の中で、以下のように論評した。『独立した司法は憲法の定めるところであるが、裁判所は依然として政治的圧力及び汚職を受け易く、非効率的であった。司法に対する信頼は依然として低かった。

『最高会議は[2015 年]2 月 12 日に、判事の採用における競争的選任、判決の審査及び判事全員の経歴調査を定める、公正な裁判を受ける権利の確保に関する法律を採択した。この新たな法律の下では、全ての個人が裁判所の審理を特別な許可なしに録画することが可能で、裁判所の判決は全て、統一された国家登録機関において公表されなければならない。同法は[2015 年]3 月 28 日に発効した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『この法律は、判事についての不服申立てを調査するための暫定委員会も規定している。検事総長室は2015年12月時点で、判事19人に対する20件の刑事訴訟の調査を行っており、提訴された判事に対する刑事訴訟16件が審理に持ち込まれた。

『判事は、政府の行政機関及び司法機関との権力分立の崩壊について、相次いで不平を述べた。一部の判事の主張によれば、上級職の政治家は、本案に関係なく、自分に有利に事案を裁定するよう圧力をかけた。特に行政裁判所における長期に及ぶ公判、資金不足及び裁判所の判決執行能力の欠如等の他の複数の要因も、公正な裁判を受ける権利を阻害した。人権に関するオンブズマンによれば、当局が全面的に執行したのは判決の40%だけであった。』

10.1.3 2016年4月に公表された、2015年の出来事を網羅した米務省の国別報告書も、審理手続きについて説明した。それによると、

『陪審員制度はない。大半の事案は1人の判事が判決を下すが、最高刑の終身刑を実行する罪状では、2人の判事及び何らかの司法修習を受けている3人の裁判所補佐人が審問を行う。検察官及び被告側弁護人の両方による証人の反対尋問及び司法取引は法律の定めるところである。

『法律は被告人の無罪を推定し、自白又は証言を強制されることを認めていないが、有罪判決率が高いため法律上の推定無罪が疑問視されている。被告人には、必要に応じて速やか且つ詳細に罪状の説明について情報を伝えられる権利、不当な遅延なく公開裁判を受ける権利、自身が選択した(又は公的費用で派遣された)法定代理人と個人的に意思疎通を図る権利及び、抗弁を準備するための十分な時間と施設を与えられる権利を有する。法律は、政府が保有する証拠を閲覧すること、自身に不利な証言をする証人と対峙すること、証人及び証拠を提示すること及び上訴権を被告人に認めている。被告人は罪を強制的に証言又は自白させられない権利を有する。上訴裁判所は、不足書類に基づいて有罪判決を撤回したり、審理のやり直しを命じたりすることはできない。不足書類の写しへの署名を被告人に強制することも許されない。法律は、民族性、ジェンダー又は年齢に関係なく全ての被告人の権利に適用される。

『裁判は公開制であるが、一部の判事は、報道機関が公判を傍聴するのを禁止した。裁判は提訴から3週間以内に開始されなければならないが、検察官はこの法的要件をほとんど遵守しなかった。複数の人権擁護団体の報告によれば、司法関係者は弁護人とその依人の接見を監視することがあった。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10.1.4 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が2016年2月から5月までの期間について報告したところによれば、

『武力紛争に関連してウクライナ当局によって拘禁された個人は拷問及び虐待をうけており、その個人が適正手続き及び公正な裁判を受ける権利の組織的侵害に相次いで遭遇している。テロ犯罪で起訴された個人に対する刑事訴訟は、多くの事案において、司法及び法律専門家の独立性及び公平性の欠如を浮き彫りにした。』

『一部の事案では、拷問被害者は審理過程で判事に不服を申し立てようとしたが、取り合ってもらえず、冷淡な態度を示された。判事は不服申立てを無視又は棄却することが多く、司法の公平の欠如を露見させている。』

10.1.5 アムネスティ・インターナショナルが2016年2月の報告書の中で報告したところによれば、『アムネスティ・インターナショナルは、抗議デモの間に行われた、殺人、拷問及び他の虐待等の、法執行関係者による違法な武力行使の事案を多数記録した。アムネスティ・インターナショナルは、反政府運動後の調査における不備が、転じて、ウクライナの刑事司法制度に長い間根付いている構造的問題を露見させていることを何度も強調した。当局は一貫して、法執行関係者が反政府抗議運動で犯した人権侵害についても、ウクライナ東部で発生した紛争という背景で政府軍が犯した一般犯罪又は人権侵害についても、迅速で効果的且つ公平な調査を行おうとしなかった。』

10.1.6 『世界の自由2016』報告書によれば、『ウクライナの検察官及び判事の間には蔓延する汚職も重要な問題である。ポロシェンコ前大統領は、2015年を通じて、ヴィクトル・シェイキン(Viktor Shokin)検事総長の交代を求める多くの要求を却下し、デイビット・サクベアリズ(David Sakvarelidze)副検事総長等の改革派は、多数の検事が汚職撲滅の努力を阻止していると苦情を述べた。議会は2014年に浄化法を採択したが、検察官及び判事に不利に用いられたことはない。』

10.1.7 フリーダムハウスが2016年の報告書、移行期の国家の中で述べたところによれば、『ジェルカロ・ティズニャ(Dzerkalo Tizhnya)が2015年2月に公表した、司法評議会に宛てた公開書簡の中で述べたように、ウクライナの司法は政治的偏向、汚職、改革への抵抗、能力不足、不誠実及び不当な判決でよく批判を浴びている。2015年の憲法改革の一環として司法改革が始まったが、成功したとみなすのは時期尚早である。』

『2015年を通じて、司法関連の重要な法令がいくつか、最高会議で採択又は

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

検討された。最高会議は2月に、公正な裁判受ける権利の確保を意図した法律を採択し、判事の職業資格の査定及びその高潔の検証に向けた機構を複数導入した他、下級裁判所の判決の再審理を最高裁判所に直接申請する方法を規定した。最高会議は2月に、内務省の既存の特殊部隊を1つの総合特殊警察部隊に統合することを認める法律も採択した。

『司法機関による過去の人権侵害に対する説明責任については、依然として致命的な不備が複数ある。政府の浄化に関する法律の下で、解任された判事はこれまで一人もいない。司法省浄化局長によれば、これは、ウクライナでは判事を解任できるのはそれを任命した機関、つまり最高会議だけで、高等司法評議会(High Council of Justice) - 2014年4月に解散し、まだ再選されていない - は、必要な書類を提出することしかできないためだということである。』

10.2 ドンバス

10.2.1 全欧安保協力機構(Organisation for Security and Co-operation in Europe)(OSCE)が2015年12月に公表した報告書によれば、『「DPR」[ドネツィク人民共和国]及び「LPR」[ルハンシク人民共和国]が支配する地域の居住者が司法制度を利用する機会は依然として厳しく制限されている。政府は、紛争及び分離独立派による書類及び居住地の没収を受けて、その支配下でない地域から裁判所、検事局及び公証人局を全面的に撤退させた。政府用役の撤退後、「DPR」及び「LPR」は、ウクライナの法制度外で機能する並列的な「司法制度」を確立した。この「制度」は政府以外が支配する地域における唯一の「正義」の味方として機能しているが、定期的に変更される不確実で場当たりの且つ不透明な法的枠組みへの依拠、専門職員の不足及び場合によっては、即応能力のない「法廷」等の、重大な課題に直面している。政府諸用役の撤退及びそれに伴う並列的「制度」における欠陥は、「DPR」及び「LPR」の支配地域全土で、民間人に直接影響を及ぼしている。

『「DPR」及び「LPR」の支配地域では、立法機関及び有効な司法部局がない上、ドネツィク州及びルハンシク州の住民は、政府の支配地域にある裁判所及び検事局に出向く際にも相当に厳しい状況に遭遇する。この厳しい状況には、「DPR」及び「LPR」による訴状の意図的破棄等の、移動前及び移動時における訴状の喪失、破損及び没収などがある。この訴状の喪失は、係争中の訴訟手続きの保留又は完全な終了という結果を招いた。政府が支配する領土で申立ての提出又は審理への出廷を試みる、政府以外が支配する地域の住民は、紛争地域を通過して長距離を移動せざるを得ないことも多かった。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

10.2.2 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が2016年2月から5月までの期間について報告したところによれば、

『OHCHRは引き続き、「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」における並列的な「司法行政」構造の発達を監視した。この構造は、武装集団が、その支配下にある領土の居住者にその権限を押し付け、武装集団が犯した人権侵害を合法化するために確立されたものだった。かかる構造は、ミンスク合意の精神と矛盾する。

『OHCHRは、「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」の「司法制度」が、自由を剥奪された個人に、勾留の合法性に異議を申し立てる機会を与えるための、逸脱不可能な勾留理由開示に特に関連した、適正手続き及び公正な裁判の主な基準を満たしていることを検証できなかった。OHCHRは、並列的な「司法行政」構造の発達が、武装集団によって自由を剥奪された個人の権利の組織的侵害及び、人権規則に矛盾する判決の提示につながっていることを憂慮する。』

10.2.3 紛争地域における人権侵害に関する詳細な情報については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関するCIGを参照。

10.3 クリミア

10.3.1 フリーダムハウスが2016年3月の報告書の中で述べたところによれば、『ロシアはあらゆる側面でその立法及び法制度をクリミアに押し付けている...ロシアの占領が始まってから、人権侵害、公正な裁判の保障の違反及び法の支配の排除が顕著に見られるようになった。クリミアで現在実施されている司法制度は、ロシアにおける司法制度と同様に、独立性が欠如し、行政当局に支配される状態にある。』

10.3.2 2016年4月に公表された、2015年の出来事を網羅した、クリミアに関する米 국무省の国別報告書2015年版も、同様の内容を報告した。それによると、

『ロシアの占領体制下で、「司法」は独立性も公平もなく、政治的干渉を受けやすい状態になっている。』

10.3.3 紛争地域における人権侵害に関する詳細な情報については、クリミア、ドネツィク及びルハンシクに関するCIGを参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

[目次に戻る](#)

11. 汚職

11.1.1 トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index)(CPI)2015年版によれば、ウクライナは2014年のCPIより1点高い、100点満中27点であった。ウクライナは全168カ国中130位である。2014年は175カ国中142位であった。かかる結果になった原因は、公務員は腐敗しているという国民の判断、汚職撲滅機関の設立及び、内部告発者の活動の出現である。CPIによれば、収賄者の実際の処罰の遅滞及び企業と政府間の贈収賄関係の確立によって、ウクライナは決定的な一歩を踏み出すことができずにいる。

11.1.2 フリーダムハウスは2015年及び2016年に関して、ウクライナの腐敗に対する総評点を6に格付けした。この評点は1から7までで、1は民主的進歩が最も高い水準であることを表し、7は最も低い水準であることを示す。

11.1.3 2016年4月付のフリーダムハウスの報告書、『移行期の国家2016年』によれば、

『ウクライナ政府は2015年に、汚職防止法を新たに採択し、汚職防止政策を実施する機関を複数新設し、政党の資金集め及び公的調達における透明性を目指す措置を複数講じた。経済の過剰規制及び新興財閥の権力等の、汚職に寄与する要因の排除にも、これまで若干ながら進歩が見られた。

『2015年1月に、ウクライナ国家汚職防止局(National Anticorruption Bureau of Ukraine)(NABU)を創設する新たな法律が発効した。この政府機関は4月に正式に設立された。2015年10月1日現在で、同委員会の第1回調査員70人が選任され、職務を開始した。透明且つ説明責任のある方法でNABUの委員長及び汚職防止担当検察官が任命され、委員会は第1回調査に着手した。

『汚職防止に関する新たな法律は、[2015年]4月26日に発効した。この法律は、国家汚職防止局(National Agency for Corruption Prevention)(NACP)の創設を義務付けている。NACPの職務には、公務員に対する倫理的行動規則の承認及び、公務員の資産及び収入の申告の監視と検証などが組み込まれた。年末の時点で、NACPはまだ設立されていなかったため、その仕事ぶりは評価できなかった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『内閣は[2015年]4月29日に、2015年から2017年の汚職防止戦略実施に向けた国家計画を承認した。』

『議会は[2015年]10月に、政党の資金調達に関する法律を採択した。これによって、政党の資金調達を国家予算から行い、全ての政党の収支報告を義務化することが可能になった。この情報が公開されるようにする意図で、情報アクセスに関する法律を改正する法令も採択された。』

『公的調達の改革にも相次いで進歩が見られた。[2015年]9月に採択された公的調達に関する新しい法律は、入札価格、参加企業の最終受益者及び評価手続き等の、公開入札に関する情報の開示を義務付けている。』

『上記の改革にもかかわらず、一般市民、企業及び国際監視団は依然として、ウクライナ政府の汚職防止の進展に懐疑的である。Ernst & Youngの[2015年]5月の実地調査で確認されたように、企業経営者は、政府が解決を怠った主な問題は汚職だとみなしている。ウクライナ国民は、この歯に衣着せぬ評価を、別の実地調査の回答者とも分かち合っている。それによると、ウクライナを分裂させる可能性がある主要因として、ロシア政府の行動(25%)よりも、政府の汚職(29%)及び新興財閥の行動(29%)が優先して挙げられた。』

『ウクライナ政府の最上層部における汚職の告発は後を断たない。首相の主要な盟友である、ミコラ・マルティネンコ(Mykola Martynenko)議員は現在、マネーロンダリング及び収賄の容疑で、スイスで調査を受けている。ポロシェンコの盟友、イゴール・コノネンコ(Ihor Kononenko)は、マネーロンダリング及び汚職で元SBU議長に告発された。』

11.1.4 また、2016年3月に公表されたフリーダムハウスの報告書、『世界の自由2016』によれば、

『東部における紛争だけではなく、汚職もウクライナにおける実行統治の障害になっており、国民の大多数は、2015年を通じて政府の汚職撲滅における進展が遅いことに深く失望している。』

『政府は[2015年]4月に、国の財源を枯渇させ、汚職を助長してきた市場の歪みを排除する意図で、エネルギー関連の助成金を大幅に引き下げた。2015年を通じて』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

行われた措置の中で、新設された交通警察部隊がキエフ市、リヴィウ市、オデッサ市及び他の都市に導入された。これは、多数の場所において、賄賂を要求する街頭警官の弊害に終止符を打ったとされる、特に大きな変化であったが、この新任警察官が警察部隊全体に占める割合はごくわずかであった。

『成すべきことはまだたくさんある。大物は一人も逮捕されず、政府は、旧政権下で略奪されたものとされる資産数十億ドルをほとんど回収しなかった。批判者 - [2015年]5月にオデッサ州(Odesa)知事に任命されたジョージア前大統領ミヘイル・サアカシュヴィリ(Mikhail Saakashvili)を初めとする - の主張によれば、有力なインサイダーを動かして私利私欲に有利な制度を利用させる「陰の政府」が存在するということである。新興財閥は引き続き、経済のおよそ70パーセント、メディア及び政党の資金調達を支配する形で、ウクライナ人の生活に多大な影響を及ぼしている。2015年3月に、ポロシェンコ大統領は、国内大手の石油会社の資産に対する支配権の確立を企図したコロモイスキー(Kolomoysky)を、ドニプロペトロウシク州知事から解任した。しかし、この大物実業家は、依然として、選挙資金の調達支援、個人的なテレビネットワーク、名目上は国に忠実な武装大隊その他の手段を通じて政界に影響を及ぼしている。政党は議会におけるその立場を利用して、実入りがいい国営企業を支配している。』

11.1.5 『世界の自由 2016』報告書の続きによれば、

『2014年に採択された汚職防止の一括法案は、実施に遅れが生じている。この改革では、国家汚職防止庁(National Agency for Corruption Prevention)(NACP)のために要求され、独立した汚職防止部局を検事総長室に設立することを目指す、汚職官吏を調査するための国家汚職防止局(National Anticorruption Bureau)(NABU)が設立された。2015年4月に、アルチョーム・シトニク(Artem Sytnyk)がNABUの局長に任命され、シェイキン[2015年]11月に汚職防止担当検事としてナザール・ホロドニツキー(Nazar Kholodnytsky)を任命したが、特に、検事総長室及び司法の改革が行われない限り、どちらの高官が効果を発揮するかはまだわからない。汚職撲滅に焦点を当てる非政府組織(NGO)は、[2015年]6月に、法で義務付けられているNACPの新任幹部を選出するプロセスに、NGOが適切に組見込まれていないと苦情を提示した。ポロシェンコは[2015年]12月に、汚職官吏の資産を処理する補足機関を設置する法律を成立させたが、これは、汚職撲滅に従事する当局の重複問題を悪化させる可能性がある。』

11.1.6 欧州委員会が2015年12月の報告書の中で述べたところによれば、

『汚職防止政策に関する第5回報告書に記載された進捗状況、特に、立法及び

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

制度面での進展は継続している。2015年10月8日に議会が行った、同報告書の勧告の側面を複数網羅する一括法案の採択は、重要な一步である。市民団体は引き続き、汚職防止構想の前進に重要な役割を果たした。

『国家汚職防止局(NABU)が創設され、2015年4月16日に開放的且つ競争的なプロセスで委員長が選出され、およそ100人の調査官が採用され訓練を受けている。ゆえに、NABUの設立は順調に進んでいるが、独自の汚職防止検事局がないため、NABUは十分に稼働できない状態にある。

『汚職防止を専門とするこの新しい検事局は組織化が始まったものの、その独立性及び健全性が疑問の余地なく認められるようにはまだなっていない。選出委員会の委員及び候補者の指名に向けた客観的な実績規準の欠如を初めとする、汚職防止担当検事局の上層部選出プロセスにおける不備は、同局の独立性及び健全性を徹底するための関連する法的及び制度的枠組みのさらなる改善が必要であることを浮き彫りにした。この目的に向けて、同局の上層部及び職員の選出、任命及び解任手続きでは、従来よりも厳格な独立性及び健全性対策を遵守していかなければならない。汚職防止を専門とする検事局は、何よりも稼働状態になるべきであり、上層部の汚職撲滅に向けた有効且つ独立した制度的枠組みの必要不可欠な構成要素である。検事総長は[2015年]11月30日に、汚職防止専門検事長を任命した。

『国家汚職防止庁(NAPC)の組織化は、2015年8月28日に実施された同庁の理事会の新たな選出後に、特に進展が見られた。政府は、2015年12月に5人体制のこの理事会を承認すると見られている。2014年10月に採択された汚職防止法は、2015年4月26日に発効した。この法律には資産申告の調査機構に関する規定が盛り込まれている。この職務はNAPCが遂行することになっている。NAPCは、現在開発が進められている、資産申告のウェブポータルも管理する予定である。2015年10月8日には、政党の資金調達に関する法律が採択された。2015年10月8日に、国家資産回収局(National Asset Recovery Office)(ARO)及び資産管理局(Asset Management Office)(AMO)に関する法案が議会の第一読会を通過した。

『議会は[2015]年11月10日に、第二読会において、資産返還手続きの改善を意図する一連の法案を採択した。具体的に言うと、AROとAMO、資産の差押え及び第三者による特殊な没収に関する法案である。政府が提案した様式では、この法案は、凍結及び没収資産に関する管理機能も備える資産回収局の設立の他、凍結及び没収プロセスに関する規定も想定された。議会における本文の複数の改正によって、没収した資産の能動的管理という同局の職務も、差押え及び没収に関する規定にも制限が課された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『立法及び制度的側面に見られた進展は、全面的に施行されて初めて、顕著な最終成果をもたらすことになるだろう。』

『この論評を踏まえると、汚職防止の基準は達成されたとみなされる。』

12. 信教の自由

12.1 ウクライナ政府が支配する領土

12.1.1 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が2016年2月から5月までの期間について報告したところによれば、

『報告期間を通じて、ウクライナの宗教教団の多くは、その信教又は信仰の自由を概ね行使することができたが、法執行機関は、信教又は信仰の自由の権利侵害に関する少数の事件の有効な調査が記録に残されるようにするのを怠った。』

『イスラム教の宗教指導者によれば、2016年2月5日に、ヴィーンヌィツャ(Vinnitsia)市内で、金曜礼拝を終えてイスラム教の(モスクとしても利用されている)文化施設から出てきた礼拝者が、SBU及び出入国・国境局の隊員10人に取り囲まれた。礼拝者は身分証明書の提示を求められた上で解放されたが、隊員はその後、行動の理由を説明せずに文化施設の敷地を検査した。このような身分証明書の点検及び礼拝所の検査で標的にされたのはイスラム教教団だけであった。』

『2016年3月24日には、チェルカースィ(Cherkasy)市で、ユダヤ教の祝日プーリーム(Purim)の開始時に、市の中心部にある建物で(「ユダヤ教徒に死を」と呼掛け、「ウクライナを占拠したのはユダヤ教徒だ」と主張する)落書きが見つかった。同じ日の夜に、キエフにあるホロコースト記念館で、イスラエル司法相が掲げた花輪が燃やされた。ユダヤ教教団の代表の報告によれば、キエフにあるユダヤ教系の幼稚園及び学校では、かぎ十字章の落書きが頻繁にペンキで書かれるということである。教団の認識では、防犯カメラの映像が利用できるにもかかわらず、この事件の調査は行われなかった。』

12.2 ドンバス

12.2.1 米国国際信教の自由委員会が、2016年の何次報告書の中でウクライナ東部の

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

状況を説明したところによれば、

『ウクライナ東部のロシア政府が支援する、MPROC 至高主義を信奉する分離独立派が支配するドンバス地域では、プロテスタント及びウクライナ正教会・キエフ総主教庁の教区が逮捕、暴力、教会の損傷、財産没収及び差別の標的になっている。市民運動組織「All Together」の 2015 年 3 月の報告によれば、ドンバスの分離主義者は 2014 年に、聖職者 7 人を殺害し、40 人を超える教会牧師を尋問し、拘禁状態で殴打し、州内 12 箇所のキリスト教教団の建物及び敷地、孤児院 1 箇所、キリスト教系大学 1 箇所及び医療療育施設 3 箇所を占拠した。福音クリスチャン・バプテスト総連合評議会(All-Union Council of Evangelical Christians-Baptists)によれば、7 箇所の教会が占拠され、3 箇所以上が取り壊された。ウクライナ正教会・キエフ総主教庁のドネツィク教区大司教が 2015 年 2 月に述べたところによれば、占領領土内 40 箇所の教区のうち 30 箇所は分離独立派の圧力により自ら閉鎖したということである。

『スリャヴァンスク(Sloviansk)市、ドネツィク州及びゴルロフカ市(Horlivka)内の分離独立派の「警察」は多数の民間人を逮捕した。ロシア・コサック兵も様々な州で大混乱を引き起こした。分離独立派は 2014 年 6 月に、スリャヴァンスク市で 4 人のプロテスタント教徒を拉致し殺害した。2014 年 7 月には、ギリシャカトリック教会の牧師 1 人が 12 日間拘禁された間に 3 度の模擬処刑を受けた。2014 年の夏には、ローマカトリック教の牧師 2 人が短期間拘禁された。伝えられるところによれば、2015 年 3 月時点で、ドネツィク州にある 58 の異なる宗教教団のうち 40 が家庭集會を余儀なくされるか礼拝を中止したということである。MPROC の牧師 Nikon 神父は、分離独立派軍に協力した疑いで、2015 年 8 月から 12 月までドンバスでウクライナ当局に拘束された。2016 年 1 月には、自称、ドネツィク人民共和国の治安職員がレーニン像の爆破未遂に関与した容疑で、ドネツィク大学の歴史・宗教学の教授 1 人を含む 50 人を拘禁した。伝えられるところによれば、警察は同教授とイスラム教徒等の聖職者との接触を疑っているということである。

『国際連合の報告によれば、2014 年に戦闘が始まってから 2015 年 11 月までに、ロシアのドンバスへの武力侵略で犠牲になった命は 9,000 人を超え、負傷者はおよそ 18,000 人に上る。これには民間人、ウクライナ軍兵士及びロシアが支援する分離独立派の構成員が含まれる。この地域から脱出した人々は 200 万人を超える。これには、圧力及び差別に遭遇したユダヤ教徒、イスラム教徒、プロテスタント及び他の少数宗派数千人が含まれる。』

12.2.2 国連人権高等弁務官事務所は 2016 年 2 月 16 日から 2016 年 5 月 15 日まで

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の期間を網羅した、ウクライナの人権状況に関する報告書を発行した。それによると、

『武装集団が支配する領土内では、少数派のキリスト教教団の状況は依然として不安定であった。2016年1月17日には、エホバの証人の信者3人が「ドネツィク人民共和国」の「国家保安省」によってゴルロフカで捕獲され、2月16日に解放された。監禁された間、被害者は尋問を受け、「禁じられた」「宗派」の信者であることを非難された。ゴルロフカのエホバの証人は引き続き集会を行ったが、定期的に教会に出席する教区民の数は減少している。

『OHCHRは報告期間に、キリスト教カリスマ派(Christian Charismatic)教団の1つの信者の多くが、武装集団の迫害を理由に2014年にルハンシク州から脱出せざるを得なかったと伝えられた。

『2016年3月18日に、「ドネツィク人民共和国」「国民議会」は、「良心と宗教連合教区の自由」に関する「法案」を可決したが、これは公表されていない。「ドネツィク人民共和国」の代表は、「[2014年以前に]ドンバスに登録されていた宗教組織は1,400に上り、この多くは外国から押し付けられたものだ」と述べた上で、「この教派は人々を洗脳するのが主な目的だ」と付言した。武装集団が支配する領土で活動を続ける宗教教団は、2014年5月の「憲法」採択後に述べられたように、この「法律」は教団に対する新たな迫害の波の到来を告げるものではないかと懸念している。武装集団が支配する地域では、紛争が始まって以来、イスラム教徒、ユダヤ教徒、ギリシャカトリック教徒及び他の少数宗派は著しく減少した。OHCHRは、少数宗派の信教又は信仰の自由を、行政上の登録手続きなしに尊重するべきだと改めて訴える。

『「ルハンシク人民共和国」では、ウクライナ正教会・キエフ総主教庁に対する脅迫が相次いで発生している。2016年2月には、「ルハンシク人民共和国」の「国家保安省」の代表2人が、「ルハンシク人民共和国」の現地牧師1人に、「協力合意」に署名するよう要求した。牧師によれば、教区民は礼拝所で危険を感じており、地元住民や武装集団から侮辱的言動を受けたこともある。』

12.3 クリミア

12.3.1 米国国際信教の自由委員会が2016年5月に公表した年次報告書2016の中で述べたところによれば、

『ロシアはクリミアの全ての宗教集団に、2016年1月1日までに、ロシアの

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

以前より厳しい要件の下に登録し直すよう要求した。ウクライナの法律の下に法的地位を有する 1,100 を超える宗教教団のうち、再登録を行ったのは 400 だけであった。再登録を行った集団には、ロシア正教会・モスクワ総主教庁系(MPROC)、クリミアの法学者を含むイスラム教徒、様々なプロテスタント教会、ローマカトリック教会、様々なユダヤ教団体、カライ派、エホバの証人及びハーレー・クリシュナ(Hare Krishna)教徒 などがあった。ギリシャカトリック教会及びアルメニア使徒教会の教区は再登録されなかった。ウクライナ正教会・キエフ総主教庁は再登録を希望しなかった。Crimean Muftiate、9 箇所のカトリック教区及びヤルタの Augsburg Lutheran Church 等のクリミアの特定の宗教集団は、司法省科学諮問会議省の勧告に基づいて、再登録するために、所属機関の変更又は憲章の修正を余儀なくされた。クラスノペレコープシク(Krasnoperekopsk)の聖ペテロルーテル教会(St. Peter's Lutheran Church)、イエウパトリーヤ(Yevpatoriya)市のセブンスデー・アドベンチスト改革教会及び 2 つの Crimean Muftiates のうち小さい方の Tavrida Muftiate を含む、一部の集団は再登録を拒否された...

『ロシアが設立したクリミア政府は 2015 年 1 月に、定義が定かでない「非従来の」宗派から特に、「違法な破壊活動を拒否し、悔い改め予防措置に参加する」個人を「特定及び感化」する権限を警察及び治安職員に認めるテロリズム対策計画を發布した。この計画は宗教教育も国の支配下に置くことを目指している。Forum 18 によれば、ロシアが派遣した役人は多数の図書館、学校、イスラム教徒の自宅及びモスクを強制搜索し、過激派イスラム教及びエホバの証人の教科書とされるものを所有したとして罰金を科した。罰金者の中には、Tavrida Muftiate の法学者の Ruslan Saitvaliyev も含まれた。2015 年 10 月には、公開宗教集会を行ったことによる罰金の支払いを拒否した教会協議会(Council of Churches)のバプテスト 3 人が、それぞれ 20 時間の地域社会奉仕を言い渡され、別のバプテストは地元の平均賃金 3 週間分の罰金を科刑された。

『クリミアでは、州内 5 校の Crimean Muftiate の神学校のうち 4 校だけでなく、州内の神学校の少なくとも 5 校が閉鎖状態になっている。ロシア市民権を持たない牧師は、クリミアから強制追放された。これには、ギリシャカトリック教会、ローマカトリック教会の神学校教師及び、ほぼ全てのトルコ人イスラム教のイマーム及び神学校教師などが含まれる。ギリシャカトリック教会には法的地位がないため、クリミア出身者でない 4 人の牧師は大きな障害に阻まれている。この牧師は 3 ヶ月間だけの労働を許され、その後 1 ヶ月は州内から出て許可証を再申請しなければならない。2014 年を通じて、ウクライナ正教会・キエフ総主教庁の牧師 10 人のうち 5 人がクリミアから強制追放された。信者およそ 200,000 人が通うクリミア内の同庁の教区の教会は暴動及び攻撃の標的にされた。ウクライナ国内に 3,500 万人の信者を擁する MPROC は、ウクライナ正教会・キエフ総主教庁を正式に、「教会分離国家主義組織」とみなしている。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

12.3.2 Forum 18 によれば、『...2016年1月1日に全宗教教団のロシア司法省への再登録期限が過ぎた時点で、登録し直された宗教組織はわずか400程度であった。ウクライナの下に法的地位を持っていた1,100を超える宗教教団は、もはや、ロシアの下に法的地位を与えられなくなる。』

12.3.3 Forum 18 が 2016年1月に詳しく述べたところによれば、

『2015年10月に、公開宗教集会を行ったことを理由とする罰金の支払いを拒否したクリミア西部のサキ(Saki)出身のバプテスト派信者8人のうち3人が、20時間の地域社会奉仕をそれぞれ言い渡された。5人に対する罰金は、正式な審理なしに、イリーナ・シェフチェンコ(Irina Shevchenko)判事によって課された。地元の平均賃金およそ6週間分の罰金は、別のバプテストの賃金から自動的に差し引くよう命令された。他の4人の自宅からおそらくは没収目的で複数の家財道具が特定された... これに対し、クリミア最高裁判所は2015年9月に、宗教文学の配布について、エホバの証人の信者2人に科された罰金を撤回した。』

[目次に戻る](#)

13. 言論及び表現の自由

13.1 ウクライナ政府が支配する領土

13.1.1 OHCHR が 2016年に述べたところによれば、『ジャーナリストは、政府の支配下にある領土で紛争地域の問題を報道する際に、活動の制限を課されている。これには、報道機関の所有者によるジャーナリストへの圧力強化及び、接触線付近で活動するジャーナリストの自己検閲等がある。

『様々な国家当局を批判するジャーナリスト及び市民団体活動家も、捜査の標的になる可能性がある。検事総長室は2016年3月25日に、NGO、汚職防止センターに対する刑事訴訟手続きを開始した。キエフのペチェルスキ(Pecherskyi)地方裁判所は、このNGOが保有する文書の差押えを行う権限を検事に認め、その財務記録を調べることを許可した。伝えられるところによれば、検事総長室は2016年5月11日に、キエフのペチェルスキ地方裁判所に出向き、この組織の文書をさらに閲覧する許可を要求した。このNGOは、汚職防止に関する公式声明でよく知られており、報復の標的にされ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

たと考えている。伝えられるところによれば、この段階では違法行為は裏付けられていなかった。2016年4月26日には、トークショーの著名なテレビ司会者が労働許可を取り消された。このトークショーは、当局に対する厳しい批判を初めとする、多様な意見を表明するプラットフォームになっていた。司会者はこの取消しは「政治的動機に基づく」とみなして、2日間続けてハンガーストライキを行った。一部のメディア専門家は、法執行機関及び国家機関によるこのような行動は、独立した批判的ジャーナリズムを妨害するのが目的だと考えている。』

13.1.2 政府の支配地域で発生した言論及び表現の自由の制限の詳細な事例は、ここ (114 項から 120 項)で確認できる。

13.2 ドンバス

13.2.1 国連人権高等弁務官事務所が 2016 年 5 月付の報告書の中で述べたところによれば、『武装集団が支配する領土内では、反対意見を公然と表明できることを含む表現の自由が依然として厳しく制限されていた。「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」の居住者は、武装集団が支配する領土内では、その意見を自由に且つ公然と表明することは容認されないことを認識している。「両共和国」に対してなぜ誰も抗議したり公然と反対意見を述べたりしないのかを尋ねたところ、住民は OHCHR に、そのような行動は想像もできないと答えた。

『2016 年 3 月 3 日に、フリーランスジャーナリストの - 「2015 年 1 月 9 日にルハンシク人民共和国」で武装集団に拉致された - Maria Varfolomieieva が、拘禁されていた武装集団の女性構成員と引き換えに開放された。「ドネツィク人民共和国」及び「ルハンシク人民共和国」からの報道を目指す多くのジャーナリストにとって、この女性の長期にわたる自由の剥奪は、武装集団の支配下にある地域での自由な意見及び表現に対する不寛容及び危険性を示す標識になった。

『2016 年 3 月 8 日には、「Russia Today」、「Pervyi Canal」、「Pyatyi Canal」、「RIA Novosti」のロシア人ジャーナリスト 5 人の集団が、「ドネツィク人民共和国」のヤシヌヴァタ(Yasynuvata)とゴルロフカを結ぶハイウェイのヤシヌヴァタ検問所付近で銃火を浴びた。伝えられるところによれば、このジャーナリストに怪我はなかった。このジャーナリストの身元は判明しており、伝えられるところによれば、この地域の駐留軍に居場所を伝えていたということである。OHCHR は、国際人道法の下に、ジャーナリストは特別な保護を享受していることを改めて訴える...

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『OHCHR の見たところでは、武装集団が支配する領土で活動する報道関係者に対する抑圧は高まりつつある。「情報・報道・マスコミ省」は 2016 年 3 月 22 日に、「ルハンシク人民共和国」の「司法省」によって既に非合法化された 150 のウェブサイトに加え、電気通信サービスの事業者及びプロバイダに、「ルハンシク人民共和国」の規則に違反する情報配布を禁止する「命令」を登録した。「司法省」によれば、「かかる制限措置を講じたのは、「共和国の国家安全保障」の保護を強化するためだということである。

『OHCHR が受理した情報によれば、武装集団の幹部及び紛争関連の動向に関する描写になると、武装集団は現地メディアの報道内容に直接影響を与え、その方向付けを行っているということである。現地のジャーナリストによれば、住民及び報道職員が検閲を受けずにその意見を自由に表明できるプラットフォームになるインターネットのウェブサイトやオンラインチャンネルは、ほとんどないということである。』

13.3 クリミアとクリミア・タタール人

13.3.1 フリーダムハウスが 2016 年 3 月に公表した報告書の中で述べたところによれば、

『ウクライナの国連人権監視団(United Nations' Human Rights Monitoring Mission in Ukraine)(HRMMU)によれば、クリミアでは、「事実上の当局が、忠誠心に欠けるとみなす又は過激派であると主張するクリミア・タタール人組織については特に、異議を唱える声は、事実上、封じられ、全ての公共の場を拒否される」。事実上の当局は、威嚇及び嫌がらせ行為を使って、クリミアの占領及び現行政府に反対する一般大衆の声を排除している。現地の民間メディア及びジャーナリストはほぼ全て、抱き込まれるか、強制追放されるか、廃業に追い込まれるかのいずれかであった。ロシア支配の反対派とみなされる地元の起業家、少数宗派集団及び他の個人は、速やかに処理される。人権危機が深まりつつある中、ロシアが支援するクリミアの集団は、人権侵害やクリミアで起こった他のあらゆる出来事に関する独立した報道を全て阻止しようとした。これによって、占領の混乱はますます高まった。ロシア連邦保安庁(Russian Federal Security Service)(FSB)、地元警察及び親露派住民で構成される「自己防衛」部隊はこの秩序を強化している

『ロシア当局及びクリミアの事実上の当局は、多元的なメディアなるものに対する支配権を即座に確立した。これによって、報道機関及びジャーナリストに対する状況はロシア本国よりも悪くなった。クリミア半島の領土では、独立した報道機関は閉鎖

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

を余儀なくされ、ウクライナ系テレビ局の放送は、ロシアの番組に切り替えられ、複数の地元及びウクライナ報道機関へのインターネットアクセスが遮断された上、多数のジャーナリストが嫌がらせ、暴力及び逮捕から逃れるためにクリミアから脱出した。

『2015年の報道機関に対する再登録の義務化は、クリミアにおける独立した報道機関の活動及び出現を阻止する有効な手段になった。特に、クリミア・タタール語で報道する独立した報道機関及びテレビ局の多くは、再登録を許可されなかった。例えば、HRMMUによれば、「クリミア・タタール人コミュニティがたいてい視聴しているテレビ局(ATR)及び最も広く購読されている新聞(Avdet)は、その活動を継続するライセンスを拒絶された。』

『クリミアでは、政敵とみなされたものには、過激主義を禁じるロシアの制定法が行使される。例えば、クリミアで活動する検事は2016年2月に、クリミア・タタール人の代表機関であるメジュリスに、過激派組織であり、ロシア連邦で非合法化されていると宣言するよう要求した。これが成功する場合は、かかる動きは、第280条(過激主義者の活動の公然要求)、第282条1(過激派集団の結成)、第282条2(過激派組織の活動の組織化)及びその他に基づく刑事訴追を見越したメジュリスの構成員全員に対する脅威になるだろう。上記の条項に基づく有罪判決は、8年以下の禁固刑を宣告される可能性がある。』

13.3.2 ヒューマンライツウォッチの2016年3月の発表によれば、

『過激主義又はテロリズム撲滅という名目で、当局は、ロシアの占領に公然と反対した少数民族のクリミア・タタール人に嫌がらせ、脅迫及び恣意的な法的措置を行った。ウィリアムソン(Williamson)によれば、「この2年間にわたって、多数のクリミア・タタール人が、クリミアにおけるロシアの行動に毅然として、公然としかも平和的に反対してきた。」「ロシアはこれまで、原則に基づいた地位だけのためにクリミア・タタール人に、大金を支払わせてきた。

『現地当局はクリミア・タタール人の指導者2人に対し、好ましからぬ人物と宣告した上で、クリミアへの立入りを禁止した。また、クリミア・タタール系報道機関を捜索したり、脅迫したり閉鎖したりした。クリミア・タタール人追放記念日等の歴史の出来事を祝うための平和的集会も非合法化した。

『当局はクリミア・タタール人活動家にも嫌がらせ及び脅迫行為を行った。モスク、イスラム系の学校及びクリミア・タタール人の自宅多数を、麻薬、武器及び非合

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

法化された文学の搜索と称して侵害的にまた場合によっては無令状で搜索した。当局は、何人ものクリミア・タタール人に、「暴動扇動」及び「テロリズム」等の捏造された罪に基づいて行政手続き及び刑事訴追手続きを開始した。意図的にロシア市民権を取得しない選択をしたクリミア・タタール人は定期的に尋問を受けており、警察はその自宅を恣意的に搜索することもあった。』

13.3.3 この問題に関する詳細な情報については、市民権も参照のこと。

13.3.4 OHCHR の 2016 年 5 月の報告書によれば、

『2016 年 4 月 1 日に、クリミア・タタール語の新しいテレビ局(「Millet」)がクリミアからの衛星放送を開始した。事実上の当局の「副首相」ルスラン・バルベク(Ruslan Balbek)は、同局の目的は「反露主義」に対抗するためだと宣言した。

『ロシア連邦保安局(FSB)の職員は[2016 年]4 月 1 日に、セヴァストポリ市の全ウクライナセフチェンコ協会啓発部(Department of All-Ukrainian Shevchenko Society「Prosvita」)の搜索で、250 冊を超える書籍を押収した。FSB 職員は、9 版の複製物 18 部が連邦政府の過激主義者の資料一覧と関わりがあったと述べた上で、没収した文献は「ウクライナの国粋主義及び分離主義者の思想をロシアの住民に宣伝する意図があった」と主張した。

『[2016 年]4 月 19 日に、ラジオ・フリー・ヨーロッパ/ラジオ・リバティ(Radio Free Europe/Radio Liberty)(RFE/RL) が運営するクリミアに関するニュースサイトの寄稿者ミコラ・セメナ(Mykola Semena)が、クリミア内で、「クリミア国の検事」の要請に基づく「治安維持」行動で逮捕された。同氏は「マスメディアを介したロシア連邦の領土的一体性の弱体化の要求」を公表した罪で起訴され、最高禁固 5 年の実刑を言い渡されている。

セメナ氏は尋問を受けた後釈放されたが、裁判前の制約措置として、調査が進められる間クリミアから出国しないよう目入りされた。「警察」は同じ日に、現地ジャーナリスト数人の家宅搜索を行い、過激主義的な資料が作成されていたとするコンピュータ及びデータを没収した。』

[目次に戻る](#)

14. 市民団体集団

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

14.1 ウクライナ政府が支配する領土

14.1.1 フリーダムハウスが『移行期の国 2016』報告書の中で述べたところによれば、

『市民団体は依然として、ウクライナの民主化への移行の最も強力な要素である。革命が勃発して以来、市民団体は、有効に機能する民主主義及び法の支配の構築に向けた改革措置の促進要因として極めて必要な役割を果たし続けてきた。非政府組織(NGO)は、政府に助言する国民協議会、専門家団体、政策協議及び直接的擁護キャンペーン等の様々な実践的枠組みを使って、参加を募っている ...

『市民団体の法的枠組みはたいてい、公開性と支援を基本とする。非営利的立場は、NGO にとっては手に入れやすいものである。政府は、法律に則った NGO の活動に障害を設けることはないが、地方自治体レベルでは特に、純粋な市民団体の参加に制限を設けるというやり方が依然として存在する。』

14.1.2 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が発行した、2016年2月から5月までの期間を網羅した、ウクライナの人権状況に関する報告によれば、

『OHCHR が見たところでは、キエフ市内では、政治団体及び活動家団体が関与する事件が増えている。上記の団体は、脅迫及び暴力行為によって、住民の政治及び社会的要求を抑圧するために、政治関係者や企業に雇われているようである。

『ドニプロペトロウシク州では、当局と異なる見解、特に、共産主義に対する支持を明言する領域は依然として制限されている。OHCHR が聞き取り調査を行った2つの組織の指導者の話によれば、2014年の3月及び4月以降、同氏及びその組織の加入者は、複数の右翼活動家から脅迫及び攻撃を受けている。司法省の国家登録局(State Registration Service)は、ドニプロペトロウシク州巡回行政裁判所に、両組織の活動禁止を求める申立てを提出し、その代表が2014年に発生した複数の抗議デモにおいて、ウクライナの領土的完全性に反対する運動を公然と行ったことを糾弾した。同組織の指導者の主張によれば、SBUは、このNGOの構成員のアパートをおよそ60回にわたって搜索したが、構成員を起訴したことはなかったということである。』

14.2 ドンバス

14.2.1 国連人権高等弁務官事務所[OHCHR]が2016年に公表した、2016年2月から5

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

月までの期間を網羅した報告書の中で述べたところによれば、

『人権擁護団体等の市民団体組織は、武装集団が支配する領土では自由に活動できない。OHCHR はドネツィク州の一部の住民から、ウクライナを信奉する考え方又はウクライナ系 NGO への過去の加入を理由に、「国家保安省」から迫害を受けている(又は迫害されることを恐れている)と伝えられた。

『「ドネツィク人民共和国」では、「公務員」、「当局者」、炭鉱労働者、医師及び教員がいわゆる「大衆運動」、「ドンバスに自由を(Free Donbas)」(「Svobodnyi Donbass」)への加盟を強要されるプロセスが相次いで発生しているということである。この NGO のウェブサイトは頻繁に更新されており、加入者の名前がオンラインで公開されている。これは、加入者が接触線の通過を希望する場合には、その身の安全に対する懸念が生じる。OHCHR が「ドネツィク人民共和国」の住民から得た情報によれば、「武装集団の構成員は、武装集団が支配する領土で操業する企業の社員に、この「NGO」に加入するか退職するかを選択を要求しているということである。伝えられるところによれば、武装集団の構成員は、「ドンバスに自由を」の代表を同伴して、事務所や企業を訪れ、この「大衆運動」に加入するよう従業員に強く宣伝している。多くは失業しないために加入したと報告した。OHCHR が認識するところでは、ドネツィク国立大学(Donetsk State University of Management)の学生も、「新生共和国(Young Republic)」という団体への加盟を強制されている。

『OHCHR は、武装集団による、2016 年初めに拘禁されたキエフの民間人ジャーナリスト及び、2015 年に捕獲されたウクライナ政府を支持する意見を公表していた男性の武装集団による自由の剥奪を引き続き追跡した。2016 年 1 月に拘禁された宗教学者は、依然としてその自由を剥奪されており、弁護士への接見を何度も拒否されている。この一方で、「ドネツィク人民共和国」で自由を剥奪されていたある人道組織の共同創設者が解放された。』

14.3 クリミア

14.3.1 フリーダムハウスが 2016 年 3 月の報告書の中で述べたところによれば、

『ロシアは占領を開始して以来、特に、市民団体組織(CSO)を規制するロシアの法律、過激主義及びテロリズムの防止及び報道機関の規制及び操作を意図するとされる法律等の、抑圧的な法律上及び規制上の枠組みを介して、クリミアの市民団体を弾圧している...

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『HRMMU が記録した市民団体活動家に対する相次ぐ脅迫行為の結果、人権を現場で監視できる、クリミアへの定期的な立入りを許された独立した市民団体の行動主体は、CHRFM[クリミア人権フィールドミッション(Crimean Human Rights Field Mission)内で活動する行動主体のみであり、独立した市民団体集団及び組織はほぼ全面的に、クリミアで活動できない状態になっている。]

[目次に戻る](#)

15. 移動の自由

15.1 政府が支配する領土とドンバス間の移動

15.1.1 国連人権高等弁務官事務所の 2016 年 2 月から 5 月までの期間を網羅した発表によれば、

『紛争地域では、暫定命令及び武装集団が課した追加規制措置等により、民間人の移動の自由は依然として制限されている。評定期間に見られた顕著な特徴は 2 つの重大な動向である。1 つは、接触線を通過する民間人の数の増大で、2016 年 4 月半ばには、一日の平均が 30,000 人に達した。もう 1 つは、検問所の一時的閉鎖である。伝えられるところによれば、治安の悪化及び、接触線の通過を待つ民間人が爆撃で命を失った初めての事例が原因だということである。

『新生政府の社会保障給付に関する規則は、武装集団が支配する領土の住民間の不安感を増大させた。住民は政府が支配する領土内でしか社会保障を受給できないため、これによって、接触線を通過する頻度が高くなる。住民の多くは、年金等の社会保障を利用できるようにするために書類を更新しなければならないためである。住民は、保健医療サービスの利用機会、家族との再会及び生計手段という目的でも、接触線を相次いで通過している。

『OHCHR は、は定期的に接触線を通過しており、見たところ、150 台から 500 台の車が列を成している。マイオルスク(Maiorsk)の出入検問所では、列に並ぶのに最大 30 時間も費やし、たいていは、UXO 及び地雷に汚染された地域の検問所間の路上で、飲み水も食糧も衛生施設もない状態での車中泊を余儀なくされるということである。[2016 年]4 月 27 日に、「ドネツィク人民共和国」が支配するオレニフカ(Olenivka)村近くの、マリウポリ(Mariupol)市とドネツィク市を結ぶ回廊で発生した爆撃により、車列

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

で夜を明かしていた民間人 4 人(男性 3 人及び女性 1 人)が命を失い、少なくとも 8 人(女性 1 人、男性 2 人、15 歳の少年 1 人他性別不詳者 4 人)が負傷した。この迫撃砲は、車両およそ 50 台が道路沿いに駐車していた場所で爆発した。この事故後、この通行回廊は一ヵ月にわたって閉鎖され、ドネツィク州内で通行可能な回廊は 3 箇所のみ状態が続いた。この 3 つの回廊はひどい過密状態になった。

『OHCHR は報告期間を通じて、武装集団が「指名手配者リスト」に基づいて又は、政府軍が「Myrotvorets」(「ピースメーカー」のウェブサイトデータベースに基づいて検問所で拘禁した個人の事案を相次いで記録した。OHCHR は、複数の民間人がかかるリストに基づいて「ドネツィク人民共和国」の武装集団に拘禁された新たな事案を 3 件記録した。

『OHCHR は、検問所で発生した汚職に関する苦情を相次いで受けた。それによると、通行を容易にするために賄賂を要求されたり、所持品を没収されたりしたということである。通行者がホットラインの「テロリスト撲滅作戦本部(Headquarters of the Anti-Terrorist Operation)」に不平を言った時点で、自由に通過できた事例も少数ながらあった。

『政府が支配する領土と武装集団が支配する領土間を結ぶ機能的な正規の車両通行路はまだないため、ルハンシク州で暮らす民間人の状況は特に厳しい。ウクライナ政府は[2016 年]4 月 8 日に、治安状況の悪化を理由に、ルハンシク州 Stanychno の出入検問所を一時的に閉鎖した。これは、ルハンシク州で唯一使える通行路 - 崩れ落ちた橋を渡る歩行者通行路であった。この通行路の利用者は一日平均 3,000 人から 5,000 人である。民間人は ERW 及び UXO に接触する危険性が高い迂回路を使うようになった。ウクライナの「テロリスト撲滅作戦本部」は 2016 年 4 月 30 日に、ルハンシク州 Stanychno の通行路を再開した。

『[2016 年]3 月 31 日に、ルハンシク州に車両が通行できる回廊を追設し、ゾロテ(Zolote)に出入検問所を設ける政府の計画は不成功に終わった。「ルハンシク人民共和国」の武装集団は、開設に同意していた車両も通行できる回廊はそれではないと主張し、民間人をその領土で足止めさせ、それ以上移動できないようにした。この結果、政府が支配する検問所と「ルハンシク人民共和国」の武装集団が支配する検問所の間で 179 人が数時間足止めされた。民間人の中には、武装集団の構成員から暴言を浴びせられた者もいるということである。伝えられるところによれば、ウクライナ国家緊急事態局(State Emergency Service of Ukraine)及び州軍民政府(Regional State Civil Military Administration)は、通行者を途中まで戻して宿泊用テントに宿泊させる意図でバスを手

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

配した。この回廊は、2016年5月15日時点で閉鎖されていた。OHCHRは、検問所の追設、その最大限の稼働及び、民間人の移動効率の改善を助長するような簡略化された手続きの採択を要求する。』

15.1.2 UNHCRの2016年6月の報告によれば、『接触線を横切る民間人の移動の自由は依然として問題である。[2016年]5月初めの休日に通過する民間人は通常より減少するが、300台から500台の車列は日常茶飯事で、検問所で一晩待たされる人もいる。SBGSの報告によれば、2016年の初めからこれまでにおよそ300万人が接触線を通過しており、一日平均はおよそ20,000人になる。具体的な問題には、接触線を通る個人の安全に内在する危険性、限られた開通時間(通常毎日午前6時から午後8時)、国境警備局(State Border Guard Service)(SBGS)のデータベースの技術的問題、賄賂の恐喝、通行規則の頻繁な変更及び避難所や衛生施設の不足などがある。ウクライナ当局は、ルハンシク州の政府以外の支配地域からロシア連邦を経由して政府支配地域に移動する個人に、パスポートに正しい出国スタンプが押されていないことを理由に罰金を科している。この問題は、一部の個人に接触線を横切る非公式の経路を通らせることになり、こうした個人は地雷及び他の爆発性戦争残存物(ERW)の危険に晒されている。』

15.1.3 女性の移動の自由に関する詳細な情報については、[女性](#)の節を参照。

15.2 政府の支配地域とクリミア間の移動

15.2.1 2016年4月に公表された、2015年の出来事を網羅した、クリミアに関する米 국무省の国別報告書2015年版の報告によれば、

『複数の報告によれば、占領当局はクリミアへの出入国を試みた個人を選択的に拘禁しており、場合によっては虐待することがあった。ロシアの占領当局は[2015年]1月17日に、クリミア・タタール人のメジュリス及びクルルタイの一員、Emine Avamilevaを、ヘルソン州とクリミア間の行政境界で理由もなく2時間以上にわたって拘禁した。占領当局は[2015年]1月23日に、クリミアからヘルソン州に移動したとして、クリミア・タタール人の権利委員会(Crimean Tatar Rights Committee)の委員である Eksender Bariyev と Abmedzhyt Suleymanov を拘禁した。』

15.2.2 2016年2月から5月の期間の出来事を網羅する、国連人権高等弁務官事務所が発行した報告書によれば、

『ウクライナ本土とクリミアを結ぶ空路、海路又は陸路がないことに加え、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

2016年4月1日に下された、自家用車の利用に影響を与える事実上の当局の決定によって、移動の自由はさらに制限された。クリミアの居住者は、2016年4月1日までにロシアのナンバープレートに付け替える方法で自家用車を再登録することを義務付けられた。遵守しない場合は、最大3ヵ月間の自家用車使用禁止等の行政罰を受けることになる。OHCHRが認識する複数の事案によれば、2016年4月以前に、ナンバープレートを付け替えずにウクライナ本土に一時的に出国した民間人は、2016年4月1日以降にその車両でクリミアに戻ることを禁止された。この決定のもう1つの憂慮される側面は、再登録にロシア連邦のパスポートの所持という条件が付けられていることとである。このため、ロシア連邦の市民権(及びパスポート)を拒否した個人は、自家用車の使用を今後拒否される可能性がある。』

15.2.3 フリーダムハウスが2016年3月の報告書の中での報告したところによれば、

『ムスタファ・ジェミリヨフ(Mustafa Dzhemilev)、レファト・チュバロフ(Refat Chubarov)及びレヌル・イスリヤモフ(Lenur Islyamov)等の数人のクリミア・タタール人指導者でウクライナ議会代議員の主導によって2015年9月に始まったクリミアの市民封鎖は、クリミアにおける人権侵害状況及び、クリミア内外に移動する人々が遭遇する脅威を悪化させただけだった。違法な検問所が複数設置された他、車両及び身分証明書の違法な調査、逮捕、器物損壊が発生した。この封鎖の組織者は人権擁護活塚及びジャーナリストも逮捕及び尋問した。この封鎖もクリミアを一層孤立させた展開であった。ウクライナの法執行機関はクリミア封鎖から4ヵ月間で、刑事犯罪に対する苦情申立てを139件受理した。ウクライナ当局は、外国人ジャーナリスト、人権監視団員及びその他のクリミアへの入国も困難にした。』

『ウクライナ内閣府は2015年6月4日に、クリミアからの出入国を規制し、外国人にクリミアへの特別入国許可証を発行できる理由の網羅的リストを盛り込み且つ、クリミアに(ロシア経由ではなく)ウクライナ経由でのみ入国することを外国人に義務付ける政令第367号を採択した。』

15.3 女性

15.3.1 OECDの社会制度とジェンダー指数(Social Institutions and Gender Index)2014年版によれば、

『公共の場への女性の自由な立入りは、国内外における移動の自由の権利及び居住場所を自由に選択する権利と同様に、憲法及び他の法典で保護されている。』

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『ネオナチ集団による暴力及び脅迫は、ロマ民族、クリミア・タタール人及び他の少数民族並びに、**LGBTI** コミュニティ等の一部の少数派集団に所属する女性が公共の場を利用する自由な機械にも影響を与えている。』

15.3.2 移動の自由の侵害を報告した、2015年11月16日から2016年2月15日までのウクライナの人権状況に関する **OHCHR** の報告書によれば、『民間人は頻繁に、検問所を管理する職員が使った非礼な態度及び品位を傷付ける言葉使いに不平を申し立てた。女性は特に、通過する際に品位を傷付ける虐待行為に遭遇することが多かった。人権侵害に対応するための、ホットライン等の既設メカニズムは効果がなく、民間人はその存在に気付いていない或いは苦情が報復で返礼されることを恐れている。』

15.3.3 女性及び女性が検問所を通過できる可能性に関する詳細な情報については、移動の自由を参照。女性に関する情報は、ウクライナ：ジェンダーに基づく暴力を恐れる女性に関する国別情報及び指針でも閲覧できる。

[目次に戻る](#)

16 市民権

16.1 概観

16.1.1 在ニューヨークウクライナ総領事館が提供した情報によれば、

『ウクライナの市民権を取得するための根拠

『ウクライナの市民権は以下により取得されるものとする。

出生

出自

ウクライナの市民権の許可

ウクライナの市民権の復活

現行法に基づいて予測される他の根拠

ウクライナ最高会議(**Verkhovna Rada of Ukraine**)によって法的拘束性が批准されている国際協定に基づいて予測される理由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

『両親がウクライナ国民である子どもの市民権』

『出生時に両親がウクライナの市民権を保有していた子どもは、ウクライナ領土内で出生したか領土外で出生したかを問わず、ウクライナ国民であるものとする。』

『一方の親がウクライナ国民である子どもの市民権』

『両親の市民権が異なり、いずれか一方が子供の出生時にウクライナの市民権を保有していた場合は、その子どもはウクライナ国民であるものとする。ただし、以下を条件とする。』

子どもがウクライナ領土内で出生していること。

子どもはウクライナ国境外で出生したが、両親又はいずれか一方の親がその時点でウクライナ領土に永住していたこと。

『親の市民権が異なる場合で、いずれか一方の親が子どもの出生時にウクライナの市民権を保有していた場合は - その時点で両親がウクライナ国境外に永住していた場合には - ウクライナの国境外で生まれた子どもの市民権は、書面による親の同意によって決定されるものとする。』

『いずれか一方の親が子どもの出生時にウクライナの市民権を保有していたが、もう一方の親が無国籍者又は国籍不明であった子どもは、その出生地の如何にかかわらず、ウクライナ国民であるものとする。』

『母親は無国籍者であるが、父親はウクライナ国民と認められている子どもの父親であることを立証する場合は、その子どもは、16歳に達していない場合には、出生場所に関係なく、ウクライナ国民になるものとする。』

16.1.2 ウクライナ市民権の取得、保持及び喪失に関する詳細な情報及びその他の関連する問題については、在ニューヨークウクライナ総領事館のウェブサイト、[ここで閲覧](#)できる。

16.2 クリミア

16.2.1 ヒューマンライツウォッチによれば、『当局は、クリミアの住民に、ロシア国

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

民になるか、拒否する場合は、クリミアの外国人とみなされることを義務付けている。2年が経過した現在、ロシアの市民権を受け入れることを選択しなかった住民は、明らかに、雇用及び社会役務において差別を受けている。』

16.2.2 フリーダムハウスの2016年3月の報告によれば、『この「ロシア化」キャンペーンの一環として、ロシア政府及びクリミアの事実上の当局は、クリミアの居住者に、ロシアの発行するパスポートの受領を強制し、これによって、ウクライナ市民権を正規の方法で維持することが、市民権をロシア人に変更するよりもはるかに困難になった。上記の環境は事実上、多くのウクライナ人からウクライナ市民権の権利を剥奪した。』

[目次に戻る](#)